

## 令和3年涌谷町議会定例会3月会議（第2日）

令和3年3月5日（金曜日）

### 議事日程（第2号）

#### 1. 開 議

##### 1. 議事日程の報告

##### 1. 一般質問

1. 同意第 1号 副町長の選任について

1. 同意第 2号 教育委員会教育長の任命について

1. 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

1. 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

1. 同意第 5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

1. 同意第 6号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

1. 同意第 7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

1. 同意第 8号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

1. 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

1. 報告第 1号 専決処分の報告について

1. 議案第 7号 涌谷町議会議員及び涌谷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

1. 議案第 8号 涌谷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

1. 議案第 9号 涌谷町交通安全指導員条例を廃止する条例

1. 議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第11号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1. 議案第12号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例

1. 議案第13号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1. 議案第14号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例

1. 議案第15号 町道の路線の廃止について

#### 1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	10番	鈴木 英雅 君
11番	大泉 治 君	12番	大友 啓一 君
13番	後藤 洋一 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	田代 浩一 君
総務課参事兼課長	渡辺 信明 君	総務課参事兼新型コロナウイルス感染症対策室長	今野 博行 君
企画財政課参事兼課長	高橋 貢 君	まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱	大崎 俊一 君
税 務 課 長	高橋 由香子 君	町民生活課長	今野 優子 君
町民医療福祉センター長	大友 和夫 君	町民医療福祉センター病院事務長	吉名 正彦 君
町民医療福祉センター総務管理課長	紺野 哲 君	町民医療福祉センター福祉課参事兼課長	牛渡 俊元 君
町民医療福祉センター子育て支援室長	木村 智香子 君	町民医療福祉センター健康課参事兼課長	浅野 孝典 君
農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長	熊谷 健一 君	建設課長兼建設班長事務取扱	小野 伸二 君
上下水道課参事兼課長	平 茂和 君	会計管理者兼会計課長	木村 敬 君
農業委員会会長	畑岡 茂 君	教育委員会教育長	佐々木 一彦 君
教育総務課長兼給食センター所長	熱海 潤 君	生涯学習課参事兼課長	佐々木 健一 君
代表監査委員	遠藤 要之助 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	荒木 達也	総 務 班 長	金山 みどり
主 事	高橋 和生	主 事	高泉 直季

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（後藤洋一君） おはようございます。

本日もよろしく申し上げます。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりです。

日程に入ります。



◎一般質問

○議長（後藤洋一君） 日程第1、一般質問。

昨日に引き続き、かねて通告がありました一般質問を許可いたします。

9番杉浦謙一君、登壇願います。

〔9番 杉浦謙一君登壇〕

○9番（杉浦謙一君） 皆さん、おはようございます。9番杉浦でございます。

通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

最初に、国民健康保険の資格証明書の発行状況につきまして質問いたします。

国民健康保険の資格証明書、当町においてこの資格証の発行の条件、そして、状況をお聴きいたします。

資格証の患者が町立病院を受診した場合、対策といえますか、どのような取組がされているのかお聴きいたします。

そしてまた、資格証の方が明らかに資産などがなく生活に困窮しているならば、生活相談、又は生活保護申請に結びつけられるような取組、そのような考えがあるのかどうかお聴きいたします。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） おはようございます。どうぞ、今日もよろしくお願い申し上げます。

9番杉浦謙一議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の国民健康保険の資格証発行の条件と状況はとのご質問でございますが、国民健康保険の資格証発行に至るには、涌谷町国民健康保険被保険者資格証明証等判定基準に基づき判断いたします。国民健康保険税の滞納後、納付相談等を行いますが、納付誓約をせず納付期限から1年以上経過し、滞納額が10万円を超えた世帯、あるいは納付誓約をしているが、過去1年の誓約履行状況が予定納付額の12分の2未満の世帯、これ

らの世帯が資格証の発行条件となります。

ただし、その対象者世帯の中で重度心身障害者の医療費補助制度該当者のいる世帯や18歳未満の者には資格対象者から除外されます。

詳しくは手元に資料がございますけれども、プライバシーに関わることも推察されるところがございますので、この部分については特定されるおそれがありますのでよろしいでしょうか。はい、その部分は割愛させていただきます。

また、令和3年度からは宮城県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険運営連携会議等でまとめた発行等基準の指針にのっとり発行する予定でございます。発行条件は期限付の短期被保険者証が交付されていて、納付期限から1年以上滞納している世帯となります。ただし、保険税の軽減や減免されている世帯、滞納処分の執行停止になっている世帯、納付に対して誠実な意思が認められる世帯などは除外されることとなっております。

次に、2点目の資格証明書の被保険者が涌谷町国保病院を受診する場合の対策はあるかとのことですが、基本的な考え方は、保険税を納付期限から1年以上滞納している世帯主については、国民健康保険法で定める特別な事情があると認められた場合を除き、被保険者証を返還させ医療費10割負担の資格証明書を交付しており、既に受診を終えて医療費の10割を支払った場合には、申請に応じて療養給付分を返還しております。

ただし、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申出があった場合には、特別の事情に準ずる状況であるか内容の確認を行い、適切であると判断した場合には緊急的な対応として短期被保険者証に切り替えて交付しております。

なお、医療機関側からご相談があれば、随時対応しているところでもございます。

令和2年度2月末現在ではありますが、特別な事情に当たると判断した5世帯を短期被保険者証に切り替え交付を行っております。

次に、3点目の資格証から生活保護申請につながるような取組の考えはとのご質問でございますが、資格証受給世帯が全て生活困窮者で生活保護申請の該当者になるわけではございません。そのため、申請につながるような取組は行っておりませんが、納税相談を行い、生活が困窮していて納付困難と思われる場合は、関係課と連携し適切に案内し、支援につながるよう配慮しております。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） （1）の質問でありますけれども、資格証の発行条件をお聴きいたしましたが、いつも滞納されますと、悪質かどうかというのを判断されると思います。その悪質かどうかという判断をどの時点で見極めるのかというのはなかなか難しいのではないかなど。本当に払えないのか、そして、わざと払っていないのかという見極めですね、それがどの時点で判断できるのか、2回目になりますけれども伺います。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） こういったようなケースは、常に決裁として私のところに上がってまいりますけれども、やはり質問者同様、支払うべきは支払っていただきたいという気持ちがありますし、一方、どうして支払いすることができなかったかということで、できるならば何とかしてやりたいという気持ちは、決裁のたびにこう

いうケースは非常に重い決裁でございます。いつも気持ちを静めるような仕事として私は受け止めておりますが、担当課の者に時には聴いてその辺の事情をいろいろ聴きながら督促だったり、そういったような形の中でやっているというのが私自身の対応でございます。

詳しくは担当課のほうから説明したほうが的確かと思しますので、そちらのほうにお願いします。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） それでは、見極めタイミングというふうなことのご質問かと思えます。

これは令和2年の事務スケジュールを紹介させていただくことになります。保険証については、令和2年につきましては、その令和元年までは9月30日まで毎年更新というところではあったんですけど、前期高齢者の方々と更新を同じにしましょうというふうなところを令和2年、させていただきました。よって、前期高齢者の期限が8月31日までだったものですから、8月31日まで更新を終えるというふうなところから逆算をする形のスケジュールとさせていただきました。

初めに、4月の中旬に納税相談の通知を行わせていただきまして、5月の中旬に滞納世帯の把握をさせていただくというふうなところなんです。そこでいろいろ税務課サイドで訪問した形の調査内容を確認し、6月10日に内部の審査委員会、いわゆる特別の事情の判断を行う審査会を6月10日にさせていただいたところでございます。

その審査会の中で特別の事情の判断が認められない方については、6月中旬、今回は17日に返還予告及び弁明の機会付与通知を出させていただきました。6月17日にですね。弁明の通知をいただいた方については短期被保険者証のほうにシフトするというふうなところなんですけど、それで、弁明書の提出のない方については7月末をもって返還命令を行い、資格証明証を交付する通知をしているところでございます。以上です。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） その見極め、答弁でお聴きしましたが、町立病院とちょっと、2回目の、二つ目の項目に入っていきますけども、資格証の患者が町立病院を受診した場合って受診したんですね。受診しまして窓口負担は10割負担でありますから、保険税が払えない人でありますので本来なら生活困窮者であるという可能性は明らかだと思うんですが、請求は10割で支払うと。ですが、支払うにはちょっと無理がある。これが病院の未収金につながるのではないかと考えております。結局10割払えなかったんですね。払えなくて結局未収金という形になっていると。

令和3年度の浦谷町保健医療福祉大綱には、国保病院の未収金対策として窓口業務における予防策の徹底及び段階的に督促、電話、訪問等による回収を図るとあると。窓口業務における予防対策の徹底ということであるならば、早めに福祉課なり福祉部門へつなげるべきだったのではないかと思いますけども、その見極めといいますか、その判断ですか、結局払えなかったという事実があるわけですからこの問題についていかがお考えでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（紺野 哲君） 国保病院の医療機関としての対応ということにつきましては、先ほど町長から答弁したとおりでございます。資格証の方が受診されてお支払いをという場合は、10割負担ということになっておりまして10割負担をいただくというご案内をいたします。それで、お支払いが難しい

ということであれば、税務課ですとか行政部門、健康課ですとか、そちらのほうの窓口をご案内してというふうなことになります。国保病院の未収金というか、診療自己負担の未収金に関しましては、今、議員お話しのとおり、督促状など適正に対応しております、それでお支払いに窮する方については個別の相談も行っております。1月末での未収金については、かつて1,000万円の未収があったとかというときもありましたが、1月末時点では680万円程度の未収金ということに少しずつ減らしてきているということです。繰り返しますが、個別の対応でご相談を受けているという病院の対応をしております。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 未収金、減っているということで改善につながっているんだろうと思うんですけども、もともと未収金をつくらないというのが一番の考え方なのではないかなと思います。

これは別に町内の患者、町外にかかわらず、もし資格証で受診したようであれば、10割払えないということでそのままにしておくのではなくて、やはり町内の患者さんであれば福祉部門、そして、町外の方も可能性あるわけですから、そうした関係機関に何らかの対策、そしてまた、短期証への切替えをお願いするというのも必要ではないかなと思います。この受診された方は障害を持っている方でありまして、明らかに払えないと私は思うんですけども、やはり10割、未収金をつくらない、最初からつくらないという立場でやっていかないと、未収金をせつかく減らしてきている中でも未収金対策にならないのではないかなと思います。その点ではいかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） 行政部門では、やはりなぜ未収になるのか、未納になるのかというふうなところの調査は税務課のほうで十二分に行っているところでございますが、やはりそういった政令で定める特別な事情というふうな部分がございます。

それは親族が病気にかかった場合、緊急的にその家庭の中でいろんな特別な事情が当然、おありの方がいらっしゃるわけですから、そういったところがきちっと法律の中では救済措置としてされているところですから、その情報は、やはりその病院に行った際にぜひ窓口で相談いただければ、そういった特例の事情というふうな部分についてほぼ該当するものと我々は思っているところでございますので、できるだけそういった納税相談並びに大変だというふうな部分については、やっぱり相談の機会をぜひ足を運んでいただければというふうなところの対応を行っているところではあります。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） そういった点で何らかの改善を努めていただければ、資格証の方が生活に困窮しているならば生活相談、それで駄目なら最終的には生活保護という申請に至ると、3番目のほうの質問になってしまうんですけども、なると考えるわけですけども、この方は幸いに生活保護申請をして生活保護が認められたとお聞きしております。

生活保護から扶養照会についてでございますけども、国会答弁では厚生労働大臣が扶養照会は義務ではないという答弁をしておりますけども、この方に関して扶養照会がされておりますけども、なかなか扶養照会の届けの中身が涌谷町の責任じゃないと思うんですけど、宮城県北部保健福祉事務所の回答先ということで、この中

では親戚の方の援助できるかどうか、金銭的な援助3,000円、5,000円、1万円、そしてまた、その方の世帯の収入とか、資産がどのくらいあるか、負債がどのくらいあるかという扶養の届けがあるんですけども、これが義務ではないと国会ではそういう答弁でしたけども、涌谷町当町ではこれは義務ではないのか、義務なのか、その点をお聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター福祉課参事兼課長（牛渡俊元君） 今のご質問なんですが、杉浦議員もご存じのとおり、生活保護申請の許認可といいますか、については県のほうの業務になっておりまして、扶養の確認の内容については町では関与しておりませんので、ちょっとその辺、お答えすることはこの場ではできない状態です。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 先ほど扶養の照会ですけども、町は関与していないわけではなくて、町も立ち会って、通知は保健事務所から来るわけですけども、これが生活保護やめると親戚から言われる一つのきっかけになる、また生活保護を水際でといいますか、結局生活保護取りやめする一つの理由になっている。これが国会での質問だと思うんですね。その点では町は関与しないと言いますが、やはり何らかの相談があれば、きちんといずれ町の福祉課でも電話相談、こんなの出していいのかというのが来ると思うんですけど、その点はいかがなんでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター福祉課参事兼課長（牛渡俊元君） あくまでも町では申請のお手伝いをするというので、生活保護受給が該当するかしないかの判断は町ではしておりませんので、申請を希望する場合には県と連絡調整をして相談員さんとの日程調整を行っております。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 次に行きます。新型コロナウイルス感染症対策について質問をいたします。

高齢者施設等でのクラスター発生防止のために社会的検査の実施をと前回訴えてまいりました。町長のご所見を伺うところでございます。

そしてまた、前回の議会答弁では、今後、感染者が増えるかどうかは私たちの感染防止策の徹底具合によって大きく左右されるものでないかなと考えております。ですから、冬から新型コロナウイルス感染症が増加するかどうかを心配するよりもマスクを着用する。密閉、密集、密接の3密を避ける。換気をしながら適度な保温をするなど個人としてできること、業種別ガイドラインの徹底など事業所としてできること、感染予防策を続けていくことが大変重要だと考えていますという答弁でした。そのとおりでありますし、これからも徹底していかなければならない重要な指針だと考えております。

ただ、無症状者を含めて発見をして保護し、治療に結びつけるのは社会的検査だと思います。費用は国と自治体が2分の1ずつで財政的に厳しいことだと思います。実施が難しいという、そういったことも分かるところでございます。そういった財政支援を国、県に要望していくべきと考えますが、町長のご所見を伺って質問いたします。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤积雄君登壇〕

○町長（遠藤釈雄君） 2点目の質問でございますが、新型コロナウイルス対策についての考えということでございますが、まず1点目の通告にありました高齢者施設等でのクラスター発生防止のための社会的検査実施の考えということでございますが、質問者ご案内のとおり、高齢者は症状が重症化しやすく、医療提供体制の負荷の増大を防ぐ点からも、感染防止や早期対応が一層重要である一方、全国的に高齢者施設等における集団感染が依然として発生している状況でございます。また、国の有識者会議でも高齢者施設における感染予防、とりわけ従事者に対する検査が重要であると指摘されております。

こうしたことから、厚生労働省からは高齢者施設等における積極的な検査を実施するよう県に対して通知は発出されており、県におきましては、通知に基づき早期発見への体制整備を図るため、去る2月19日に開催されました宮城県新型コロナウイルス感染症対策幹事会において、クラスターが発生した場合に必要な応じ、対象地域を指定し、地域内の高齢者施設の職員及び利用者を幅広く検査を実施する。希望する高齢者施設、介護施設で働く介護職員等に対してPCR検査等を実施するとの施策が報告されました。この高齢者施設等への対策強化により、クラスター発生の防止には大きな効果があるものと考えております。

次に、財政的な援助を国にも県にも訴えるべきではということでございますが、施設が行う自主検査については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により、県が行う行政検査においては感染予防事業等国庫負担金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により財源措置がされております。

町に対しては、質問者はこの点を重く見ていると思えますけれども、町に対する国からの負担金というものはございません。今後もそういった意味で県と連携を取り大崎地方市町及び町村会で情報を共有し、協議を行いながら、必要に応じて国、県等に対し要望を行い、町民の安全・安心な生活の確保に向けて新型コロナウイルス感染症予防の強化に努めてまいりたいと思っておりますので、議員におかれましても、引き続き予防対策の徹底をお願いしたいと思います。

このような状況でございますので、相手は目に見えないものでございますので様々変化しながら私たちの生活を脅かしておるとございまして、もし対応するのであれば、やはりただいま最後に申し上げましたように、様々な自治体同士と連携を取り合いながら、速やかに町に対してもこういったような行政検査が行われるように国のほうからの負担金というものをやはり考える時期が来なければいいんですが、そういうことも今のうちから情報交換、連携を取らせていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） インフルエンザは症状が出てから感染します。しかし、新型コロナウイルスは、この特徴というのは、発症する前に無症状で感染する。ですから、知らないうちに広がってしまうという特徴を持っております。

高齢者ほど死亡しやすく肺炎になり非常に進行が速い。若い人は大丈夫と言われておりましたけども後遺症が次々と分かってきており、若い人にとっても恐怖だと思います。このウイルスをチェックするにはPCR検査しかない。このPCR検査は乳がんや白血病の診断に使われており、結核菌もPCR検査で捕まえることができる。どこでも使っているごく普通の検査であります。

伺いますが、やはりPCR検査が一番有効であるのではないかと町長に伺うところでございますけれども、やは



り一番怖いのは無症状者が一番怖いということでその点で有効なのはこの検査だと思うんですけども、町長のご所見を伺います。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 先ほどの答弁の中で最後に申し上げましたけれども、やはり様々な選択肢、取りあえず地方自治体の末端自治体としては、できることは、この前申し上げましたように、3密の防止とか、マスク着用とか手指消毒と、そういったようなもので今、何とか町民、たまたまじゃないかと私、実感しておりますけども、発生者がゼロという状態でございますが、これがいつ何どき爆発的に増えるのかなという心配は毎日のように発生者情報を見ながら感じているところでございますが、そういったようなものを私どもばかりでなくて、やはりPCR検査というのは事前の対応ということ、抗体検査と違いまして事前の対応ということであれば、これしかないかと今のところ、思っております。それがどのような頻度で行うようになるか全く分かりませんが、ただ、他の自治体とこのような情報交換、あるいは悩みを交換しながら、あるいはまとめて町村会、市長会、そして、県と一緒に末端の自治体にも行政検査が行われるようなことになれば、それは私たちとしては予防効果が一段と強まるわけですから、涌谷町に対しても多くなるときは行政検査の国からの負担金がいただけるようになれば、これは本当に自前でやれるのでやりたいなと思っておりますけども、ただ、そういう技術的なこともございますので一概には簡単には言い切ることはできませんけれども、そういう気持ちは質問者と同じ思いでございます。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 町民バスについてお聴きします。

町民バス、空気を運んでいるとか、空車とよく悪評が言われる場合もあるんですけど、地域公共交通会議がございまして、どのような議論がされているのか伺います。

二つ目、令和2年度の町民バス運行事業での収支の状況、多分見込みだとは思いますが、これについてお聴きいたします。

3点目、町民バスだけではないかもしれませんが、町民の足に関してのニーズ、要望が聴けるような取組、アンケートのようなものを行うべきではないかと思うんですけども、これについてもお聴きいたします。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤釈雄君登壇〕

○町長（遠藤釈雄君） 3点目の質問項目であります町民の足の確保についての考えを問われておりますけれども、地域公共交通会議でそういったようなバス路線等々、時間等々でどのような議論をしているかということでございまして、涌谷町地域交通会議につきましては、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置しているものでございます。

具体的には、主に町民バスの運行ルートや運行ダイヤなどについて協議いたしております。協議に当たっては、東北運輸局、宮城県、バス事業者、住民代表などの皆様に委員を委嘱しております。最近の協議事項といたしましては、涌谷高等学校の生徒の登校時間に合わせるため、麓岳山線のダイヤ改正や地域住民の皆様からの要

望により花勝山線におけるフリー乗降車区間の設置などを行っております。今後も利用者の利便性を高める取組を実施していきたいと思っております。

2点目の町民バスの収支の状況につきましては、令和2年度当初予算ベースで、歳入につきましては料金収入として539万6,000円、県補助金として52万9,000円、合わせて592万5,000円となっており、歳出につきましては運行委託料の4,342万6,000円となっております。歳入から歳出を引いた赤字幅でございますが、その8割が特別交付税措置されております。令和2年度の収支の状況につきましては、前年度と比較いたしますと、1月分までの実績としてマイナス71万7,000円、率にしますとマイナス17%という状況となっております。その要因でございますが、やはり新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛に伴う影響と考えております。利用者の減など厳しい状況ではありますが、町民バスは特に高齢者や学生にとりまして生活を支える重要なインフラでございますので、引き続き維持できるよう対策を取ってまいりたいと思っております。

3点目の住民のニーズに応えられるようアンケートなどの取組の考えはどのこととございますが、町民バスに関するアンケート調査につきましては、平成30年度に小里循環線において乗車定員を超過利用見込みがあったことから、岸ヶ森大橋から乗降する涌谷高等学校の生徒を対象に実施いたし、このアンケート結果を参考に先ほど申し上げました箕岳山線のダイヤ改正を行っているところでございます。

ご質問のありました町民の皆様の要望をどのような形で捉えるかにつきましては、アンケート調査や広報誌での意見募集など様々な手法があり、現在、検討中ではございますが、いずれにしろ、何らかの形で町民の皆様の要望をお聴きする機会を設け、それに応えられるように町民バスの運行に努めてまいります。

この町民バスは、老人福祉という面から出発した点でございますので、ますます高齢化が進む中で私たち自身の問題として私も捉えているところであります。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） （1）の地域公共交通会議でございますけれども、答弁いただきましたが、この会議の開催の頻度というのはどのような回数でやられているものなのか、ちょっとお聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 直近におきましては、平成30年度におきまして1回、10月18日に開催されたところで、今回は今回の契約に先立ちまして、いろんな交通網を検討するための最終決定をする場ということで設定をさせていただいて、開催させていただいているところでございます。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） この地域公共交通会議、頻度は多くないというか、めったに、平成30年度ですから、今、令和3年になっていて、なかなか開催されることがないのかなと思いますけれども、国土交通省が出しております地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドラインというのがあります。

一つ目として、目的、地域公共交通会議の目的が述べられており、二つ目に地域公共交通会議の設置及び運営ということが書いてあります。（2）で地域公共交通会議が地方公共団体の長が主催するものとするという文言が述べられ、その次には、地域公共交通会議の会長は必ずしも地域公共団体の職員のみではなく、地域公共交通会議の構成員の中から互選することにより選任することができるものと述べられております。三つ

目に協議を行うに当たっての具体的指針として、地域の移動ニーズの把握ということが述べられております。地域公共交通会議において必要な交通手段の導入に建設的協議を行うためには、地方公共団体が把握する課題、いろいろありますが、具体的な乗降、地域移動ニーズを明らかにすることが必要であると。全体的な移動ニーズの把握に当たり、地方公共団体のいろんな福祉部局との連携とか情報共有が重要であると国土交通省が出しているガイドラインによれば、そのようなことが述べられております。四つ目として地域公共交通会議の構成員もいろいろと結構ガイドラインとして載っているわけでありまして、その点では、やはりこれをのっとった形で先ほどニーズの話もしておりましたけども、やはり涌谷町の地域公共交通会議はちょっと違うんじゃないかなと思うんですけども、この改善点、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 現在、当方の交通につきましては、町民バス路線を中心に検討させていただいているものでございます。現在、町民バス等の変更に合わせて今後も開催したいなど、路線の検討、あと契約期間満了に伴う業者の選定に合わせながら委託する際の交通網の整備ということで検討させていただいているところでございますが、現在、町民バスについては、軽微な変更につきましては協議のみでできるということもございまして、また、大きな路線変更とか契約期間内に、あるいは年度内に行うということであれば、会議等の開催も必要かと思いますが、先ほど申しましたように、軽微な変更につきましては、協議のみで整えられるということもございまして開催がされていないという状況でございます。

軽微な変更につきましては、皆様から様々ないただいた意見を反映すべきものと判断させていただいたときに行わせていただいているところでございます。以上です。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 開催の軽微な案件ということですけども、ガイドラインには具体的に定められているもので、それにのっとってやるべきではないかという質問をしたわけでございますけれども、ちょっと認識が違うのかなと思ってはいますけども、（2）の赤字金額で8割は国費で措置されると。2割は自前でやるということですけども、毎年、この2割がどのくらいになっているのか、傾向をちょっとお聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時46分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 総経費につきましては先ほどの答弁の中で町長のほうからお話しさせていただいておりますが、実際には委託料という形でまず業者のほうに3年間の契約の下にお支払いさせていただいております。赤字と料金収入について金額が減っているという状況でございます。一人当たり100円という利用率を取っていただいておりますが、そちらのほうの利用者の減少に伴って減っているということでござい

ます。

計算といたしましては、その差引きについてのマイナス相当分について、先ほど言いました8割という形になります。利用者についての動向からいいますと、なかなか利用者が伸びないというのが状況でございます。令和2年度につきましてはコロナの影響が非常に大きくなっておりまして、令和元年度からも大きく利用者が減っているという状況でございます。先ほど言いました昨年度比で70万円ほどという形の1月末現在でございますが、今後についてもまた大きく膨らむ見込みでございます。この傾向につきましては、令和元年度におきましても昨年比36万円ほど総額で減額になっているという状況で、金額については利用料金収入については伸び悩み、その差分について赤字幅が膨らんでいるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） だんだん赤字幅が膨らんで自前の持ち出しというか、その2割の部分が金額が増えていくと、町民バスの運行に対しての危機感を覚えるわけでございますけれども、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律というのがありまして、この法律に基づく協議会が設置できるということで、これに利用者も参加できることになるので、この中で地域公共交通計画策定をみんなのものにしてやっていこうではないかと思うのがこの法律であります。できることを役割分担してまちづくりの一環にして取り組むべきではないかと私は思います。その点では町長に伺いますが、この協議会、利用者も参加できるということでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 先ほど私も1回目で話しましたが、870万円ぐらい、一般財源を出しているというところでございます。その一方では利用者が減っている。しかしながら、利用される方は様々なご要望を持っているということで、この会議に利用者をどんどん参加させましてその中でみんなで話し合っ、まず考えてみれば利用者のためのバスでございますから、利用者の比率を多くしてその利用者さんがお互いの話の中で効率のよいバスの回し方というものを話していただければ結構なんです、この問題は多くの需要、利用者が少ないのを除外して考えますと、様々な庭先から自分の行きたいところというご要望がいっぱいございますので、問題は、結局は財源的なものだろうなと思っております。

その要望に全て応えようとすると、様々な運行ルート、様々な時間設定、そして、それに伴ったバスのかなりの増便ということがないできません。それが1台の車に一人しか利用しないと、別な視点から見れば何やっているんだということになりますので、バスに関しては免許証の返納が今の時代、迫られているところもございますのでそれもカバーするという喫緊の問題もございまして、どうしたらよいものかなという、いずれにしても、形は変化するにしても町民バスであろうと、あるいはデマンドとか、様々なこの議会でも語られていますけれども、どうしたら将来の涌谷町の、特に高齢者とか、子供さんとか、障害のある方とか、そういったような人たちに有効に利用してもらうということに対しては、本当によほど知恵を出さないとお金ばかりかかるという実態がございますのでその辺は検討していきたいと思っておりますし、さらに、少しでも利便性を考えて、増便とか必要になった場合は議会の皆様の考えも主体的に聴かなければいけないことだなと思っております。

何にお金を使うかということでございますので、やはり財政的な面が一番結局はそこに落ち着くということで、私自身も区長会がこの前ありましたけれども、このバスについては様々なご要望がございましたけれども、

一々ごもっともなことでございますけれども、それに全て応えとなると、ちょっと難しいなという考えを持っています。でも、できるだけこういう会議に利用者さんが直接入っていただいて、もしかしたら知恵を出してもらえば、私たちが考えている以上の考えが示されれば、それはそれでありがたいなと思っております。

(「終わります」の声あり)

○議長(後藤洋一君) ご苦労さんでした。

休憩します。再開は11時5分とします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長(後藤洋一君) 再開します。

2番涌澤義和君、登壇願います。

[2番 涌澤義和君登壇]

○2番(涌澤義和君) 2番涌澤義和です。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

項目1、東日本大震災の発生から10年になりますが、避難施設の現状について町長にお伺いします。

まず(1)としまして、災害の種類にもよると思いますが、各施設の衛生面について、特にトイレの個数が適切な対応数かについて。

東日本大震災から次週3月11日で10年を過ぎようとしています。直近では2月13日深夜に東日本大震災の余震として福島県沖を震源とした地震が発生しました。幸いにも涌谷町は大きな被害もなく、福島県では常磐自動車道で土砂災害が発生、宮城県仙南地区では水道施設の被害が発生しました。涌谷町からも資源班の派遣報告がありました。被害に遭った方には心よりお見舞い申し上げます。また、派遣された当町職員の方、大変ご苦労さまでした。

災害は忘れた頃にやってくるとことわざにありますが、最近では通告もなくある日突然、勝手に被害という結果を気候変動とか想定外の災害とか、都合のよい言葉で現実が、でも明日は我が町が災害に遭わないとも限りません。デジタル、ITの発達した現代に対応した政策を遅れることなく当町は計画準備が必要ではないでしょうか。

涌谷町の災害避難施設は町ホームページ等で対象区域、収容人数等は参照できます。災害の種類においても避難所の用途が危惧されること。水害時の指定には8か所、地震、火災時の指定18か所、ここに来て避難所に新たに3密を避ける感染症対策も加わります。当町の1,000人以上の収容人数が対処できる施設が8か所、今現在あります。大きい順で申し上げます。涌谷高校、涌谷中学校、篁岳白山小学校、涌谷第一小学校、月将館小学校、旧篁岳、旧小里小学校、さくらんぼこども園の8施設です。避難場所として雨、風を防げたとしても次は衛生面のトイレの問題です。プライバシーを含め避難された地域の皆様が安心・安全に過ごすことができるのか、避難施設の衛生面が適切に対処できているのかについて町長にお伺いします。

次に、(2)についてお伺いします。最初に、質問通告に令和元年9月12日とありますが、10月12日の間違いでございますので訂正をお願いします。

(2) 令和元年10月12日、洪水被害の検証はしているのかについて聴きます。この台風の洪水被害は日本各地に、また隣接する市町村にも多くの被害を残しました。涌谷町においても町道をはじめ多くの農道、林道、中小河川に被害を残して復旧の工事はいまだ道半ばです。また、城山公園ののり面崩壊被害については、現在、復旧工事中の現状です。この台風19号による河川の氾濫で当町の各避難施設、避難所の使用による状況下において、問題点、各行政区、地域によっても異なる点もあると思いますが、共通する問題、今後の課題、対策等についてどのように検討しているのかについて、この2点について町長にお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） 東日本大震災から10年、避難所の現状はということで、まず第1点目の避難所各施設の衛生面についてどうなっているかのご質問でございますが、避難所としているのは、各学校の体育館や公民館及び体育施設が主でございます。

東日本大震災が起きた10年前もそうでしたが、一昨年の台風19号の災害時におきましても、避難所の衛生環境は十分と言えるものではございませんでした。昨年の新型コロナウイルス感染症が発症してから避難所における衛生面につきましても改善が必要となったことから、避難所の新型コロナウイルス感染症対策として非接触型電子温度計、消毒液、受付での飛沫防止の間仕切りの設置、防護ガウンや手袋、ダンボール製の間仕切り、厚さ1センチメートルほどの床に敷くシート、ダンボールベッドや室内用テントを備蓄しております。また、換気対策といたしましては、業務用扇風機、ブルーヒーターを準備するなど避難所の衛生環境の改善に努めてまいりました。

今後につきましては、ラッピングトイレなども購入する予定でございますので、各施設にあるトイレが不足した場合や地震などで断水になった際には効果が期待できるものでございます。

2点目の令和元年10月の洪水被害に対して避難施設の検証はしているかとの質問でございますが、避難所につきましては、食料や水、毛布などの物資が足りないとか、トイレが狭く和式しかないため、高齢の方には不便であり、また雨漏りもあり防寒対策も悪いというお声をいただいたところでございますが、また12月会議に申し上げましたが、天平の湯につきましては通常営業をしていたため、一部分しか避難所として利用できず、収容人数が制限された事例がございました。避難所として施設を最大限に使用できるよう、避難所開設の際には施設管理者に早期に依頼し、より多くの方が避難できるよう準備してまいりたいと考えております。

また、雨漏りなどにつきましては、涌谷中学校の柔剣道場及びさくらんぼこども園のアリーナでございますが、国の補助事業を活用し、改修済みとなっております。

トイレにつきましては、各避難所のほとんどが和式トイレとなっております、高齢者の方には特にご不便をおかけいたしました。現在、涌谷中学校の体育館及び柔剣道場、箕岳白山小学校のふれあいホール、さくらんぼこども園のアリーナ、B&G海洋センター、勤労福祉センターにおいて洋式化への改修を進めているところでございます。

今後も町民の皆様のご意見等を災害対策に生かしてまいりたいと思っております。

1 回目の答弁といたします。

○議長（後藤洋一君） 2 番涌澤君。

○2 番（涌澤義和君） ただいま答弁いただきました。和式トイレが主に多いということでございますが、一気に全施設を改修とはいかないまでも今後の対策として、特に使用後は和式よりも洋式トイレの汚物の飛散が少ない点、使用後の洗浄水も既存のプール等の水でも対応できること。ただ、洗浄方式として水圧式バルブよりもタンク洗浄が適していること。例として和式から洋式トイレに改造した石巻市立湊小学校は、一時かなり多くの自治体より参考モデルとして称賛された例もございます。この点について検討項目にさせていただくことができなんでしょうか、町長にお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 先ほども申し上げましたように、トイレの和式化、あるいは狭いところをただいま改良して使用勝手のよいトイレとしております。

私自身は、今、石巻市の例は初めて聴きましたけども、今後ともこれで終わりということではございませんので参考になるものは全て参考にさせていただきながら、どのような対応をするかということ、やはりこういったような避難所の在り方というのは道半ばでございますので、今後とも改良しなければならない点は改良していきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 2 番涌澤君。

○2 番（涌澤義和君） 避難者の中には高齢者の方、障害者の方もいます。多目的トイレと車椅子に対応したバリアフリータイプ等の施設も今後は必要と思われれます。

ここで天平の湯が避難施設として指定されていますが、ここを特定避難施設として高齢者の方、障害者の人たちに優先施設として指定項目に加える考えはないでしょうか。お伺いします。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） この場所は、非常に使い勝手がよくて非常に混み合いました。下町地区の皆様には指定したにもかかわらず、使うことができなかつたという事態が発生しておりますので、そういったことから思いますのは、使い勝手がいいということは、やはりより弱者の方が利用されるべきであろうとその時点で思っておりますし、今、そのような考え方を強めているところでございます。

○議長（後藤洋一君） 2 番涌澤君。

○2 番（涌澤義和君） 先ほど答弁にございました避難施設に対応した簡易ベッド、涌谷町と製造業者との間で災害時の締結の報告がありました。直近では簡易トイレの備蓄等の報告もありました。避難者様の安全・安心な避難生活を守る避難所として、他の自治体よりも一歩先の目線で計画実施項目に入れていただければ幸いです。実現を期待して質問（2）に入りたいと思います。

2 について質問いたします。行政区に指定されているさくらんぼこども園に避難された地域の多くの人たち、行政区は 7 区が指定されています。10月12日夕方から深夜にかけての避難所の前面、町道、水田は時間とともに冠水し、県道涌谷田尻線は上町から下郡まで冠水で交通不能となりました。12日夕方から車、校庭から動けず、翌13日早朝よりボートで移動する人もいました。

ここで雨、風は防げても次は衛生面のトイレの問題でした。涌谷町の将来を担う涌谷っ子のかわいい幼児用ト

イレに、多くの避難された地域の皆様は使用できず大変苦勞したと聴いております。職員専用トイレだけでは対応できず、屋外での対処に苦勞されたこと。夜間はいいとしても日中は特に女性の方の今後の課題の一つとして、避難された多くの人の共通した課題と避難された方からの要望等はお聴きしていませんか、お伺いします。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） さくらんぼこども園の避難所の対応ということでのご質問でございます。先ほど町長が申しあげましたトイレの関係ですけれども、今回コロナウイルスの関係がありまして、和式のトイレについては、一応町の管理しているものについては全部洋式トイレに改装しているという状況でございます。改修以前ですと、男子、女子合わせまして39の和式のトイレがございましたけれども、改修することによって28基改修しております。その他につきましては涌谷高校、結局県の施設でありましたり、クリーンセンターのトイレということで町がなかなか手を出せないというところで、この辺については和式のトイレがまだ若干残っているような状況でございます。さくらんぼこども園につきましても、男子トイレは小便器が3基、それから和式が2基ありましたけれども現在、洋式に替えております。女子トイレにつきましては和式が3基ありましたけれども、これも全部洋式に替えているところでございます。終わります。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤君。

○2番（涌澤義和君） それでは、関連して今期、旧世代館を改修して幼稚園工事の報告がありました。この施設も避難施設として多用途に使用できる施設のようなのですが、この点についても検証、検討してください。

最後に、さくらんぼこども園の前の町道が冠水した場合の迂回路として、さくらんぼこども園の西側の既存林道の整備・検討・実施課題に予算化を。避難所が道路冠水等で二度と孤立などの事態をなくすためにも早急に対応することを町長にお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） さくらんぼこども園は、水害の避難所として場所的には非常に有効でございますけれども、この前も実際に水害になりました。そういったようなときに、まずは今は通常に通っている道路をかさ上げ、そのかさ上げる必要性のある高さは1メートルぐらいとなります。そうしますと、田んぼへの乗り入れに対して危険でございますので2メートルぐらい土地を使用してのり面を造るという作業で、極めて高額な道路改良となります。

もう一方、当時の水害のときに消防団OBから聴かされた情報として、実際は歩いて通れる場所がありますよということで、今質問者が言ったようなところがあったということで町としても確認しておりますけれども、これまた軽トラックが通るのがやっということで普通乗用車だとかなり支障があるということでございますので、これも大きな道路改良を要するということでございますので、財政的な面からなかなか厳しいものがあるという考えを持っておりますけれども、区長会でも上谷地の区長様からそういったような指摘はいただいておりますので、何とか重ねてこのような事態を起こしたくないと思っておりますけれども、その辺あたりはどうしても財政的な面がございまして、十分に検討してどのような優先順位で取り組むべきかということを含めて検討しなければならないといえますか、私の中では検討して、様々総務課だったり建設課などにどうしたらいいものかなということを今の段階では私の中で考えているところでございます。



○議長（後藤洋一君） 2番涌澤君。

○2番（涌澤義和君） 考えることでなくして、やっぱり実行に移してもらうことが先決だと思いますが、最後になりますが、特にさくらんぼこども園の迂回路の整備について、早急な実施対策を課題として取り組むことを希望します。

また、最後に、参考資料として先ほど申し上げました石巻市立湊小学校の件、各施設に対応できるトイレ等のカタログ等を提出しますので、検証、検討する際の資料としてお使いください。早期の実現を期待いたしまして、私の質問を終わりとします。ありがとうございました。

○議長（後藤洋一君） ご苦労さんでした。最後いいんですか、町長から。ご苦労さんでした。休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

7番伊藤雅一君、登壇願います。

〔7番 伊藤雅一君登壇〕

○7番（伊藤雅一君） 7番伊藤でございます。通告により質問を申し上げさせていただきます。

大きく2問質問申し上げますが、1問ずつ分けて質問させていただきたいというふうに思います。

項目1、昨年の有識者会議からということで質問させていただきます。

病院会計は、平成30年度に資金不足比率10%を超え起債許可事業に該当となり、今年度中に資金不足解消計画を県に提出しない限り、年度内起債はできないという状況とのこと、これは先ほど申し上げたとおり、有識者会議の資料から得たものでございます、ということですが、その後の病院会計の資金対応についてお伺いをいたします。どんな状況になっておられるのかお聴かせをいただきたいというふうに思います。まず一つお願いします。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 質問項目の昨年の有識者会議からということで、7番伊藤雅一議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、病院事業会計の資金不足比率についてのお尋ねでございますが、令和元年度に12.1%と算定されましたことは、令和2年9月会議でご報告したとおりでございますが、資金不足比率が10%を超え起債発行に許可が必要となりましたが、資金不足等解消計画を県に提出いたし、令和2年度に予定する起業債は、新型コロナウイルス感染症による減収に対応する特別減収対策起業債を含めて全て許可され、借入手続を進めていると報告を受けております。

資金対応についてのご質問でございますが、病院事業については、起業債借入れも予定どおりでございますし、

一般会計からの繰出しなども予算どおりの対応と考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 7番伊藤雅一君。

○7番（伊藤雅一君） 続けて質問申し上げさせていただきます。

今も答弁ございましたが、どういう見方に立ってどの程度の資金を準備されるお考えになっておられるのかお聴きしたいと思います。もし何なら病院のほうの関係者からでも結構でございます。お願いします。

○議長（後藤洋一君） どなたに。（「総務管理課長」の声あり）

総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（紺野 哲君） お答えします。

（1）の病院会計の資金対応についてのお答えということよろしいでしょうか。

ただいま町長が答弁いたしましたとおり、病院事業については、起業債借入れについても予定どおりということでございますし、一般会計からの繰出金などについても予算どおりの対応ということで現在運用できるといって進んでおります。終わります。

○議長（後藤洋一君） 7番伊藤雅一君。

○7番（伊藤雅一君） もしお願いできるんでしたら金額はどれくらいなのか、私たちも頭に入れておきたいと思っておりますし、町民の皆様もいろいろとお考えになって見ておられるんでないかというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 7番、今、十分運用できるという判断で今、課長が報告ありますので、その点のほうを十分ご理解してください。

7番伊藤雅一君。

○7番（伊藤雅一君） 二つ目の質問を申し上げます。この資金ですが、金額を今、お聴きして、多分想像するには事業資金として活用されるんでないかというふうに思うわけでございますが、これから先、どれくらいの期間、その事業運営資金としてどれくらいの期間の資金量を確保されたのか、されようとしておるのか、その辺あたりをお聴きしたいと思います。これからどれくらいの期間の資金量を準備されたのでございますか、お聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 2点目の質問でございますけれども、まずは担当課の専門的な答弁の前に私のほうから答弁させていただきますけれども、病院事業の再建に要する資金量とのただいまの質問でございますが、令和5年度までを計画期間とする涌谷町財政再建計画を基本として、病院事業会計負担金などとして一般会計繰出金を措置しております。運転資金についても資金ショートにならないよう、引き続き一時借入金などの対応を行う考えであります。収支が改善することが資本金のマイナスを不足分を解消するにつながるものでございますが、病院の経営及び運営については、引き続き大友管理者、横井病院長を中心に懸命に改善を行っているところでございますので、ご理解と様々なご協力をお願いしたいと思っております。

これに関してはただいま申し上げましたとおり、経営改善を毎日やっておりますし、そして、やはりこの議会

から前に特別委員会で指摘しております管理者と町長が常に腹を割って話すべきだということがあります。私もその当時に関わった者として実際に管理者あるいは院長、あるいはこれからもっと膨らませて話し合っ、腹割って話ししてお互いが立ち行くように今、コミュニケーションを深くしているところでございますので、こういったような質問の中でもしっかりと対応していかなければならないと。

なぜそうするかというと、この地方にあって自治体病院の重要性というのは今回のコロナでも証明されておりますので、私としてはそれに力をいただきながらしっかりと病院を守りたいと、そういうことでありますので、そういった中で資金運営も話合いの中からはかるべき答えが常に出されるはずだと信じております。以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 7番伊藤雅一君。

○7番（伊藤雅一君） どうもありがとうございます。もう一つ質問させていただきます。

今、借入金のお話をご質問させていただきましたが、この借入金を利用した後はどういう先々の見方をしているかということをお聴きしたいわけですが、またさらに借入れをとというふうに考えておられるのか、それともこの借入金で何とかこの後は自己資金を準備して、何とか自己資金で事業運営をやりたいと、こんなふうな見方をしているのか、その辺、この借入金の事後の資金対応、どういうふうにお考えになっておられるのかお聴かせをいただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（紺野 哲君） 質問の趣旨がちょっと捉え切れていないのですが、病院の資金ということでお話ししますと、今、町長が答弁したとおりになんです、後ほど令和3年度の当初予算のときにも説明いたしますが、財政再建計画にのっとって資金運用していくということで、計画の中では繰出金については基準内の繰出しでやっていこうということと、3年度の予算については一時借入金の限度額を4億円ということで予算組みをしているというようなことでございます。いずれ財政再建計画にのっとってお示している金額の中で運用していこうというふうに考えているところでございます。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 7番伊藤雅一君。

○7番（伊藤雅一君） どうもすみません。確認させてください。

今のお話だと、繰出金で4億円ぐらい考えているというふうに今お聴きましたんですが、そういった理解でよろしいですか。

○議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（紺野 哲君） 繰出金ということでお話ししますと、2億2,700万円程度ということで3年度予算を措置させていただくよう後ほど当初予算として提案する予定でございます。

○議長（後藤洋一君） 7番伊藤雅一君。

○7番（伊藤雅一君） 先ほど4億円というお話をいただいたんですが、この資金はどういった資金になるんですか。

○議長（後藤洋一君） 7番、これは一時借入金として、借入金として先ほどからお話ししているとおりに。もう一度よろしいですか。

総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（紺野 哲君） 先ほどの4億円のお話ですが、4億円は一時借入金で、限度額として設定しているということでございます。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 7番伊藤雅一君。

○7番（伊藤雅一君） どうもありがとうございました。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。

○議長（後藤洋一君） 今、二つ目ですよ、通告。

○7番（伊藤雅一君） いやいや大きな。

○議長（後藤洋一君） 今、2本だけ今通告ありますので、これで一応二つ答弁、今、町長からしましたので、それでご理解してください。

○7番（伊藤雅一君） まだ町長さんさ一つしか質問していないんだ。二つ質問していますから。

○議長（後藤洋一君） 私が許可しない限り、前には進めませんので、十分ご理解して、1回だけ私、許可しますので。

○7番（伊藤雅一君） 恐れ入ります。

項目の2、通告により申し上げます。病院の再建に要する資金量についてということで質問を申し上げます。

具体的内容でございますが、病院の再建には資金量を当初の姿に戻すだけでも相当の金額が必要かというふうに考えますが、町はどれくらいの金額をお考えになっておられるのかお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 病院運営に関しましては、ご質問いただきまして本当にありがとうございます。病院経営に関しましては、ただいま総務管理課長が2億2,700万円という繰出しを述べました。そのほかに一時借入れ、病院側から見ますと、一時借入金として4億円、それで資金ショートしないように回していくという、それに本当に病院はこれまでと違いましてそれを少しずつ達成してきているというのが現状でございます。私もさらにそれを期待しているところでございますが、もしかしたら累積欠損金のことをイメージしておられるのではないのかと思っておりますけれども、問題は資金ショートすることなく病院が回っていくというのが一番大事でございます。町が潤沢に貯金とか様々な面で病院を全面的に金額でそこを守るというのであれば、事は簡単でございますけれども、そういったようなところでももちろん、条件はないわけでございますので、そういったような2億2,700万円、そして、一時借入れで4億円出してその中で1年間、回していこうというときに、もし金が潤沢にあるのであれば、2億2,000万円もあれば資金不足率はゼロということになります。その中を話し合いをしながらその都度、どうしたらいいものかということで今、忌憚のない話をして進めているところでございますので、イメージとしてはそのような金額をイメージしていただければよろしいのかなと思っております。

○議長（後藤洋一君） 最後です、7番伊藤雅一さん。

○7番（伊藤雅一君） それでは、続けて質問を申し上げさせていただきます。病院の経営の再建策ということで町長さんいろいろと頭を痛めておられるんだろうというふうに思いますが、この町民の皆様もいろいろと心配されて町長さん、どういった考え方でこの病院の再建に臨まれようとしているのかということで注意して見

ておられるというふうに私、思っております。

ということで、町長さんにひとつこの機会に、有識者会議との関係もあると思いますが、町長さんの見方といいますか、許す範囲で結構でございますので、ひとつお考えになっていることをお聴かせをいただきたいというふうに思います。お願いします。

○議長（後藤洋一君） 7番伊藤雅一さん、町長さん言ったことをきちっと答弁のことを理解して聴いて、そして、質問するようお願いします。

この答弁で最後になります。その辺をご理解してください。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 有識者会議とあります。さすがに有識者会議の中ではそれぞれの専門分野の中で橋本先生だったり、藤森先生だったり、それから財務省の方だったり、専門的な県の町村課も入りますけども、さすがにそれぞれの立場で専門的なご指導をいただいているし、これからますます核心に触れてくるのだろうと思っております。副町長がこれまで本当に尽力していただいてこういったような形になっております。

そして、そういったような非常に有効な話はこれからさらにいただけるものと期待しておりますが、いずれにしても、この病院をどうするかというのは議会の皆様方も同じですし、私も同じです。それから、今、直接管理運営に当たっている管理者、病院を一生懸命運営している院長先生、そういったような方々でしっかりといただくものはいただきながら、そして、どうするかというのは、結局は私たちの問題でございますので、私たちがいいものをいただきながらしっかりとこれからも持続可能な病院であるようにしていきたいと、そのことは本当に共通した理念を持って今やっているところでございますので、やはりやるのはどうやって変化していくかというのを決めるのは私たちということでございますのでそれは見失わないで、もちろん、議会もそういったようなもので一緒になっていただかなければなりませんので、主に私としては将来的に持続可能な病院にさせていただくようにひたすらお願いと希望を持っているところでございます。

○議長（後藤洋一君） よろしいですね、7番伊藤雅一君。

○7番（伊藤雅一君） 今、町長さんにお考えをお聴きしました。もう一つだけ聴かせてください。

○議長（後藤洋一君） 何度も言うようですが、それで十分答弁を果たしておりますので、病院の経営運営についてもきちっと答弁しておりますので、7番議員、ご理解していただきたいと思います。十分。（「まだ時間あつぺ」の声あり）いやいや、そういう問題でございませぬので、答弁されている方についての答弁は終わりましたのでそれをもって終了してください。

○7番（伊藤雅一君） 再建され何とか計画が順調に進んでいただきたいなというふうに私は思うわけです。

○議長（後藤洋一君） 先ほど言ったように。

○7番（伊藤雅一君） もう一言加えて、駄目ですか。

○議長（後藤洋一君） 議長が、ぜひその辺をご理解してください。あとは予算書の病院の会計の中で質問してください。（「困ったな、せっかく用意してきたのに」の声あり）後でまた、ご苦労さまでした。（「どうも失礼しました」の声あり）ご苦労さまでした。

休憩します。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時48分

○議長（後藤洋一君） 再開します。

6番稲葉 定君、登壇願います。

〔6番 稲葉 定君登壇〕

○6番（稲葉 定君） 6番稲葉でございます。既に通告済みの一般質問を行います。

昨年からのコロナ禍は様々な場所、場面に思いもよらない傷をつけています。政府も飲食店や旅行関連の業者に対する支援をいたしました。コロナの蔓延につながってしまい、かえって苦境に陥った業者も数多く出てしまいました。

日帰り温泉施設もそのあおりを受けやすい業種であることは、誰にでも想像することが容易です。同様な施設は、公設、民間、併せて各地にあり、この苦境にどうやって立ち向かえばよいのか、神経をすり減らしているような状況だと思います。

ここで、果たして天平の湯は、一般社団法人という経営体制が指定管理を受けるのに適切かどうかという疑問が改めて浮かび上がります。現在の涌谷町地域振興公社が一般社団法人として設立するときのことを改めて思い浮かべますが、私は、この天平の湯は株式会社化こそが最善の組織改善だと申し上げてまいりました。一般社団法人として初年度から経営的に厳しい環境が続いています。経営の転換が必要でもできない、しない、能力もないのかもしれませんが、そのため、天平ろまん館と研修館、そして、健康パークの管理とは完全に分けないから動きづらくなるという事態になると思うのです。まずは見解を賜りたいと思います。

○議長（後藤洋一君） (2)、(3)はいいんですか、1番目の。(1)、(2)、(3)までお願いします。

○6番（稲葉 定君） それでは、小さい項目の(1)、(2)、(3)を申し上げます。

天平ろまん館、研修館、健康パークの委託は、天平の湯とは切り離して行うべきではというのが(1)でございます。

(2) 天平の湯のような営利を追求すべき施設の指定管理において、一般社団法人という組織体制は不向きではないでしょうか。

(3) 現行の体制では経営責任の所在が曖昧なのではということでございます。ご見解を賜りたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） 第1点目の質問でございますが、涌谷町地域振興公社に対する指定管理を見直してはということでございますが、まず、1点目の天平ろまん館、研修館、健康パークの委託は天平の湯と切り離して行うべきではとのご質問でございますが、現在、地域振興公社で管理を行っております町の施設は5施設でございます。そのうち、天平ろまん館と天平の湯が平成18年度から、研修館、世代館、健康パークが平成27年度から指定管理となっております。平成27年度からの3年間につきましては、天平ろまん館、天平の湯については非公募とし、研修館、世代館、健康パークの3施設については、一体的に管理するものとして公募を行ったところでございます。

平成30年度からの指定管理については、公の施設指定管理者審査委員会において協議した結果、隣接する施設や関連する施設を同じ指定管理者が管理することにより相乗効果が図られ、観光施設や宿泊施設が連携した事業により、利用者の利便性向上や町内への経済効果、またスケールメリットを生かした経費節減が期待できるとの結論に至ったことから、5施設を一体的に管理するものとして指定管理の公募を行ったものでございます。

現在の指定管理が令和4年度までとなっていることから、令和5年度からの指定管理者の選定に当たっての検討材料とし、審査委員会で協議を行った上、これからの判断をしたいと考えております。

2点目の天平の湯のような営利を追求すべき施設の指定管理において、一般社団法人という組織体制は不向きではとのことですが、わくや天平の湯につきましては、町民の健康水準の向上、疾病等の治療、福祉、介護及び福祉の向上等を目的に設置された施設であり、営利のみを追求する施設ではございません。

しかしながら、施設を運営するに当たり収入で支出を賄うような経営が望ましいことは当然でございます。一般社団法人という組織体制が、わくや天平の湯の指定管理者に不向きではとご質問でございますが、一般社団法人につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を根拠に設立されている非営利法人で営利を目的としていない法人となりますが、営利を目的としないイコール利益を出さなくてもよいということではございません。ただいま申し上げましたとおり、収入で支出を賄い、利益が出た場合、それを財源にその法人の設置目的を達成するような事業を展開していくことが望ましいと考えております。

わくや天平の湯の指定管理者の選定に当たっては、株式会社だからよくて一般社団法人だから駄目だという組織体制だけの視点ではなく、提案された内容について経営的な視点のほか、施設の設置目的に合致するかどうかなど様々な観点から総合的に判断すべきものと考えております。

3点目の現行の体制では経営責任の所在が曖昧なのではないかということですが、一般社団法人涌谷町地域振興公社につきましては、理事長を中心に理事会が組織され法人運営が行われているところでございます。町とは別の組織である法人の経営責任に対して私がコメントする立場にないと、そういった点では考えております。

1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） ただいま第1回目の答弁をいただきましたけれども、天平の湯については、設置目的が福利とかそういった部分があったというのは、私も存じ上げてはおりますけれども、設立から何年も過ぎて当初の目的はおおむね果たせたのかなという感じを持っております。

現在、当町では財政再建途中でございますから、その福利目的は外せと言っているわけではございませんけれども、もっと財政負担減らすべく、いわゆる指定管理料なども減額を目指すべきであって、やはり一般社団法人という明確に利益追求をしない法人ではなかなか動きが遅い。いわゆる株式会社だったらトップダウン、動きが速いわけです。ということで、なかなか今年度についてはコロナ禍ということでこのことについては動きづらいとは思いますが、やはり私は株式会社がこういった場合の組織としてはベストだと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） こういったような質問に関しましては、この前の議会などでも討論されておりますが、そ

ういった中で株式会社といますか、民間の事業者さんにお頼みしている例というものもあるということで指摘を受けておりますし、また、道の駅などの例で見ますと、公社で運営した上で専門の業者さんのアドバイスをいただきながら順調な運営をなされているということも聴いております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、公社に頼んだという経緯はあと2年ございますので、そういったような観点からしてどういう指定管理の在り方がよろしいのかなということを考えていかなければならないと。指定管理料を下げるというのは、町としての当然の思いでございますけれども、一方、公社としてどの指定管理料であれば適切なのかというものを、やはりしっかりと積算していただいて現在に至っていると思えますけれども、本当に積算がしっかりしているものかというものをまだまだ走りながら考えている状態ではないのかなと思っておりますので、ただいまの考え方は、やはり私としてはしっかりと受け止めさせていただいて次のステップの材料としたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 一番最初というか、涌谷町地域振興公社が任意団体であったときから天平の湯の管理をしているわけなんですけど、どうも大した努力をしなくてもお客さんがどんどんと来て利益がすごく上がった時代はそれはいいんですけども、今、同業の温泉施設、どこにでもあるわけで競争が激しいわけです。理事会決定というのはどうしても遅くなって競争に打ち勝てません。ですから、何度も言うように株式会社化、いわゆるトップダウンの方式じゃないと新しいことをすぐ始められない。やはりどうも任意団体当時の地域振興公社もそうだったんですけども、役場のOBが中心で回っていたので民間の発想が弱いと私は思います。その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 具体的なところは担当課のほうで申し上げますけれども、やはり本来であれば、様々な企画をする場所として指定管理を受けて、そういった上で指定管理料がしっかりと積算されて、様々なイベントというのは、言ってみれば、昨日もありましたけれども、町とタイアップしたようなゴールド浪漫とか、そういったような形を含めて一緒に事業ができるというような、そういう能力があればいいなと私は思っておりますが、自主的にそういったようなイベントとか様々なことを集客に関する事業をしていただいて、それをもって指定管理料が十分賄うというような形にしてほしいなと思っておりますけれども、やはり指摘されるような部分は多々あるのではないかなと思っております。

ただ、今の形の中で自分たちのことは自分たちの中で、しっかりと現場にその答えがあるから現場の中で様々な職員の声を積み上げながらやってほしいということは、今の理事長さんが就任するに当たりましてお願いした経緯がございます。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 天平の湯だけが指定管理を受けているわけではなくて、ほかの天平ろまん館や健康パークとかも一体的に指定管理で管理をしていただいているんですけども、天平の湯と研修館の宿泊以外とそれは全く性質が違うというか、天平ろまん館とかそういったところの指定管理は、合理的に管理をすればいいだけの仕事なわけで、別にお客さんがいっぱい来て誰も利益を云々とかは考える必要はないと思います。ちゃんと管理していただければいいということで、研修館と天平の湯については、客を呼ばないと原価が取れないと、



この大きな違いだと思います。ですから、第1番目に分けたほうがいいんじゃないかという質問だったんですけども、その点については再考する余地はございませんか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） ただいま天平の湯の中で指定管理の在り方をご指摘いただきました。

管内の同様の施設の場合につきまして、議員がご指摘のように、株式会社化している団体の指定管理が非常に多いというところは事実でございますが、管内の中には法人で温泉を管理している団体もあるという事実もございます。

現在、温泉に関しましては、令和元年度におきましては黒字化も果たしております。令和2年度におきましては、先ほどご指摘のありましたように、コロナの影響が非常に大きくなかなか難しいところでございますが、令和元年度も後半にはコロナの影響もあった中でも何とか黒字化まで持っていったという状況でもございます。決して内部の地域振興公社の皆様が努力をしていないというわけではございません。そのような形で黒字化も図られてきたという事実もございます。

また、現在は、先ほど申し上げましたように、令和4年度までは先の指定管理の中で契約期間と同様の手続がされておりますので、現時点で指定管理者を替えることは非常に難しいということもございますので、その次年度の次期の指定管理の中での在り方についてその内容、経営状況など審議できるような形で進めていければと思っております。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） ただいまの答弁の中で気がついたんですけども、指定管理団体の募集もホームページの中で隅っこにちょこっとあるだけで、よほど注意してみないと分からないというか、大きく公表して募集したということにはほど遠いような募集の仕方だったと思います。だから、涌谷町地域振興公社が最初から指定管理ありきだったのかなど、私はそういった思いがございます。その点は改める気持ちはありませんか。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 次回の選定に当たっての募集方法ということでございますが、今の選定に当たっては五つの施設を一体的にプロポーザルという形で募集をかけたわけでございます。その前につきましては、温泉、それからろまん館については非公募で、その他の世代館であったり研修館については公募という形で募集はかけたんですけども、応募が結局公社しかいなかったということでございました。

そういった経緯もありまして、今の選定に当たっては五つの施設を一体的に管理してもらうということがいいというふうな形になりまして募集をかけたところですが、結果的に公社1社だけの募集になったということでございます。それに関しては、募集をかける以前に何件かの問合せ等があったというふうには聴いておりますけれども、次回の選定に当たっては、議員おっしゃられるような、隅に、誰が見ても分かるような形で募集をかけられればというふうと考えておりますので、ご理解、お願いいたしたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） （3）の質問にも関連するんですけども、今年度の地域振興公社の貸付金の返還は予定どおり行われるのでしょうか、それが次の質問に関連がありますので、今の状況をちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 現在、貸付金ということでございます。以前、3,000万円を貸付けをしたという内容の案件かということによろしいでしょうか。（「はい」の声あり）30年度に300万円の返還、元年度に100万円の返還ということで現在、2,600万円が残金として残っている状況でございます。さきの契約の中では2年度、3年度におきましては540万円ずつ返還、残りの金額を最終年度に返還いただくという形の契約変更をして現在に至っているところでございます。今年の540万円の返還につきましては、現在、協議中でございます。経営状況も含めて、コロナの影響も含めてこの状況を踏まえながら現在、この返還については協議をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 現行の体制では経営責任の所在が曖昧なわけですね。やっぱり一般社団法人というのは経営方針が株式会社よりは経営責任ということについていえば、経営責任が曖昧なわけです。改善が余り望めないんじゃないかと私はそう思います。貸付金の返還が滞っているというか、どんどん延びていくというか、それが物語っているわけで、できもしない約束を振興公社も、それを受ける企画の課もどちらも責任がちょっと欠けているんじゃないかと言わざるを得ないと思います。ゼロから考え直さないと、こういうところは改善できないんじゃないか。厳しい言い方になってしまいますけどもそう思います。町はどう考えていますか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） まず、先ほど申しましたように、年度ごとの収入、営業実績におきましては、令和元年度におきましては、後半、大きくコロナの影響を受けて減少しましたが、年度的には単年度には黒字化もできております。そういった形の中で本来、コロナの影響がなければ数百万円程度以上の黒字が見込まれていたと予想されるところでございましたけど、そういった営業状況が続くのであれば返還も可能だったと思っております。

また、経営責任の所在というところのお話でございますが、今回については公社の中でも審議がなされ、その法人化に向けて、その経営責任を明らかにするという立場で理事会等でも協議をされておりますし、当然、この議会の皆様にも行政報告を通じながら町のほうとして法人化されることのメリット等もお話をして、その中には責任を明らかにしていくという姿勢の下に法人化をしていくということでご報告させていただいているところでございます。地域振興公社につきましても、そのような形で認識はしているものと思っております。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） そういったことで、ゼロベースで物考え直すということが指定管理料の減額にもつながるし、先ほど申し上げたんですけども、財政再建はこの天平の湯とか、そういったことは除外されるわけではありません。そういうのをよく吟味して本体というか、一般会計の収支を見直すというか、それにもつながるわけで、随時大きなポイントでございますから考え直して、天平の湯もそういった地域振興公社も利益が出てしっかり運営できるように希望して、第1問目は終わりたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 答弁、町長。

○町長（遠藤釈雄君） 本当に質問者が言わんとしていることは重々認識しておりますけれども、確かに去年度で

したか、黒字というところもございました。そういった中で本年度が期待されたところがございますけれども、コロナということでお客さんが減ったということで大変苦労しているところがございますけれども、やはり様々な観点からプロ意識というものを高めていただければいいなど、そのように成長しているようにも見えますので、もう少し様子を見たいと思っておりますけれども、この一般社団法人化するときには公社の中で話し合われたことを確認しますと、やはりその責任の所在というものをしっかり認識する団体となるならばいいんじゃないのかという理事会での話も記憶に残っておりますけれども、やはりそのことが一番大事なことで、誰が経営責任を取るかということがはっきりなされないと、いわゆる本気の事業ができないのではないかなと思っております。

様々な施設を一体的に指定管理を受けているということがございますけれども、やはり企画によっては様々な町民の人たち、あるいは町内外の人たちの需要を見極めながら、あるいは需要を開拓してやるくらいの本物の事業者になっていただければなど、そういう思いでございます。その間、すぐ変化を求めて無理だと思っておりますけれども、やはりこれまで3年間の経験がございますので、その上で来年、再来年と頑張りたいと、本当にそのように思っております。

また、先ほど申し上げましたが、そういったようなサービス業にたけた人に任せるということも一つの方法ではありますけれども、大郷町の公社のように、そこに入っている専門業者さんのアドバイスを受けて見事に効率的な運営がなされているということもありますので、そういったようなことも、もし公社成長のヒントになるならば話し合ってみたいと思っております。以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 第2問目にまいりたいと思います。

涌谷高校における県外からの生徒募集を応援すべきでは、といたしまして質問をいたします。

県教委では、東北地方では青森県と当県が今まで取り組んでこなかった県外からの生徒募集を、宮城県立高校全国募集モデル校実施案として発表いたしました。県内28校が対象であり、定員割れが続く高校の生き残りをかけた新たな闘いと言ってもいいのかなと思います。この取組は、立地市町村の協力がなければならぬと県教委も言っていますし、この際、涌谷高校とも協議を始めてぜひモデル校として早急に手を挙げてほしいと思います。

(1) 番として、県教委が発表した県外からの生徒募集計画について研究を始めるべきでは。

(2)、涌谷高校には芸術教育環境がありこれを生かすべきではと思います。

(3)、必要であれば、宿舎への応援を積極的に進めることなども検討していただければいいんじゃないでしょうか。1問目の質問といたします。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） 涌谷高校における県外からの生徒募集を応援すべきではということで3点質問いただいておりますが、回答に先立って申し上げますけれども、涌谷高校は県立の高等学校でございますので宮城県教育委員会の下、学校運営が行われております。

しかしながら、歴代の町長が教育振興会の会長に就任しており、私としても、他の県立高校以上に学校との関

わりを持っていると自負しているところでございます。今は新型コロナウイルス禍の中で様々な学校行事が自粛されておりますけれども、涌谷町議会が涌谷高校の卒業式あるいは入学式にご案内をいただくようになったのは、当時の校長先生でありました現教育長の佐々木一彦先生のご尽力でございます。

この質問について、もし関連することがありましたら、議長のお計らいをもちまして教育長のほうからも何か思いがあれば、答弁させていただきますこととお許しいただきたいと思いますと思っております。

まず、1点目の県教育委員会が発表した県外からの生徒募集計画について研究すべきということでございますけれども、県教育委員会が定員割れの県立高校に県外からの生徒募集を検討していることは承知しております。まず、県内一部の高校で先行実施を検討しているということで、今後、情報収集しながら涌谷高校とも意見交換をしてみたいと考えております。

2点目の涌谷高校には芸術教育環境があり、これを生かすべきではということにつきましては、芸術環境においてこれまで町内の小学校、中学校、そして、涌谷高校と合同で音楽フェスティバルなどを実施してきた経緯がございます。また、涌谷第一小学校には、今年の正月に涌谷高校の書道部が書いた大きな書き初めが展示されていると伺っております。また、涌谷高校では新体操、ハンドボールを通して子供教室を開催していただいております。このような現在も連携が図られておりますけれども、今後も涌谷高校と意見交換をお互いにできることを模索してみたいと思っております。

先日の入学式でも、本当に隙のないすばらしい生け花が玄関正面にありましたけれども、本当に私が言うのは信用ならないと思っておりますけれども、すごく抜きんでた芸術性を感じてきたところでございます。

3点目の必要であれば、宿舎への応援を積極的に進めることなども検討してはということでございますけれども、まだそのような状況にはございませんので考えてはおりません。しかし、考えるのであれば、まずは宿舎というのではなくて、下宿などのような財政出動のない案から検討すべきと考えております。

以上、質問項目3点目について申し上げましたが、前段で申し上げましたとおり、涌谷高校は、私も学校教育振興会会長として学校の運営に関わっており、地元の高校として大切な存在と考えております。今後とも連携を深め双方が協力し合う状況をつくってみたいと考えておりますので、6番議員への回答とさせていただきます。皆様方と前に勉強会ありましたけれども、そういった中で涌谷高等学校の存在、一つの町に高校がなくなるという町の衰退ぶりというものは激しいものがございますので、やはりこれはみんなで盛り上げていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 昨日は高校の入試がございましたけれども、今年も大きな定員割れが見込まれるところでございます。この大きな定員割れは、学校にとっても、生徒にとっても、涌谷町にとっても不幸なことでございます。

その中で福祉関連学科の新設という話もあったんですけれども、なかなかそれも進まない。ただ、県外からの募集をしたからといって定員を満たすほどの期待はできませんけれども、やはり我々も学校も、ただいまの町長の答弁にもあったように、みんなで努力しないことにはいいほうには決して向かないと思います。私も何とかそういった方向に少しでも微力ながら力を尽くしたいと思います。せつかく県教委、これは県の高校教育

課からいろいろ資料をいただいたんですけども、せっかく今回そういった対象というか、28校の対象に涌谷高校も含まれるんですよということをいただいたんで、改めてそういった力を、町長もただいま答弁しましたがけれども、決意を新たにして涌谷高校の応援をしたいと思いますが、そして、2番目にまいりたいと思います。

涌谷高校、今、優れた芸術科目というか、文化部がございまして、先ほどそれも町長の答弁にもありましたように、ハンドとか新体操とかのほかの学校にない部活がございまして。やはり文化部についてもハンド、新体操なども、スポーツ部に関しては直近では余りいい成績は収めてはいないようですけども、文化部については全国レベルだと思います。こういったことももっと生かして積極的にするならば、生徒を呼び込むことができると思います。高校のレベルが高いということは、涌谷町の文化レベルも高くなるということで、学校以外のそういった活動などにも好影響を与えて文化レベルも高くなると思います。こういった点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 先ほど申し上げましたけれども、生け花がありますけれども本当に全国レベルというか、トップレベルですね。本当にあれは賞を取ってからどのように変わったのかなど。私は好きですから見ることはできるんですけども、本当に清楚な中にしっかり個性がにじみ出てくるような、いいなと思いました。さすが全国のトップレベルというのはこういうものかと思っておりまして、やはりそれが私が何かの機会にも申し上げておりますけれども、多くのものを求めてもやはり駄目だと思いますけれども、そういったようなものを通して、いわゆる一点突破の中で涌谷高校も絵画、書道、生け花、そういったような全国レベルのものがありますので、それをもって涌高を大きく成長させるための一点突破をしていただきたいなと思いますけれども、そういったような中で、やはり行政としても突破しやすいように外からそれを応援するというか、いわゆる高校と行政が付度の心で頑張りたいなと思っております。

もし議長がお許しになるのであれば、何か教育長のほうからもあればお願いしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） （3）の質問にもあるんですけども、宿舎の確保などを考えてはということだったんですけども、寄宿舎の確保以前に県外からの生徒さんには県内の身元保証人が必要と、こういうことでございます、条件として。身元保証人が必ずいるわけではないので、その場合は市町村の教育長が代行できるという、何かそういった条文とかがございました。宿舎といっても必ずしもアパートとかマンションとか、そういったことでなくて下宿でも何でもいいんですけども、宿舎といっても別に建物を造らなければいけないということではございませんので、それはそういったときにでも十分間に合うことでもございますし、他県から人を呼び込む力があるということだけで力になると、涌谷町の力になるというか、行政が一体となってそういったことをしたんだということに希望を見出したいと思います。

そこで、こういった話、いろいろ質疑、質問をいろいろしたんですけども、元涌谷高校の校長先生だった佐々木教育長にそういったことに対する見解をいただければ幸いです、どうでしょうか。

○議長（後藤洋一君） それでは、私のほうからこの件に関して熱い気持ちもあると思いますので、私自身が教育長の答弁を許可します。

○教育長（佐々木一彦君） ありがとうございます。今、稲葉議員さんからご指名いただきましたけれども、私が

涌谷高校の校長時代にPTA会長をしていただきました。当時は自分の子供を入りたい学校にしようということを含い言葉に学校運営をしてみたりしました。実は義務教育専門で高校の教員、やったことがなかったんですけども、県下で初めて義務教育の教員を高校の校長にということで地元の涌谷高校に勤務することができました。

現在の校長、樋野伸治君は涌谷高校出身でございます。もう1年、来年度まで任期あるんですけどもその任期の中で涌谷高校の再建を目指すというお話をこの間、教育長室でしてみたりしました。

稲葉議員がおっしゃるとおり、涌谷高校は県下で唯一、音楽、書道、美術、専門の先生がいるのは県下で唯一です。芸術3科を大事にしている学校であります。どんどんどんどん児童数が減っている中で涌谷高校も今回の定員割れしたということ、これは校長自らが一番心を悩ましているんじゃないかというふうに思います。私はこの場を去りますけれども、一町民として涌谷の高等学校、地元の高校ですから、町長さんおっしゃったように、涌谷高校は実科女学校から始まっていて涌谷町の学校でしたので応援していきたいなというふうに思っております。

すみません。突然の指名だったものですからまとまらない話になってしまいました。これでよろしいでしょうか、失礼いたします。

○議長（後藤洋一君） ありがとうございます。

6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） コメントありがとうございます。それぞれ私、町長、そのほか教育長もそれぞれ思いは込めていると思えますけれども、涌谷高校が衰退するという事は、私は涌谷高校の出身でも何でもありませんけれども子供がお世話になったということだったんですけども、涌谷高校の衰退するというのはすごく寂しいこと、この上ないんですけども、少しでもこういったチャンスがあれば、それに飛びついてぜひ応援したいという気持ちで今日の質問を組み立てたわけですが、やはりできるだけ県外募集に関しての話を進めて来年度の募集にでも早速つながればいいなと思っていて、最後の質問とさせていただきます。それまで間に合うような取組ができればお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 熱海課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） この件につきまして涌谷高校は、先ほど、申し上げておりますけれども県立高校でございます。ただ、町で大事にしている高校であるということでございますので、常日頃から涌谷高校とは情報交換を行っております。

余談でありますけれども、この間の地震の際も被害状況がどうだったかというのをお互い交換したり、協力し合えることがあればということで、先日は高校受験前に涌谷高校の校長先生が涌谷中学校の3年生に対して涌谷高校の受験について説明に来てくださったりしております。

その中で今回、県外からの募集ということでございますけれども、県外からの募集は県外募集がありきではないんですね。定員割れをしたから県外募集をするわけではございません。県外募集をすることによって地元の遠田郡なり大崎管内の高校生が涌谷高校に入れなくなることは本末転倒でございますので、その点については涌谷高校の教頭先生とお話ししましたけれども、モデル校として募集するつもりは現在はないということでございました。今回報道にあった定員割れの高校は、過去3年間で定員割れしているのは県内26校ありますけれ

ども、そのうち、県内で5校程度、モデル校として募集する考えがあると伺っています。今は涌谷高校ではそういった状況にないということで、まずは遠田郡と大崎管内から魅力ある高校として生徒を集めるのが、今の涌谷高校の考えということで伺っておりますので申し添えたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町長からも。

○町長（遠藤稔雄君） 先ほどの教育長の発言、評価いただきましたことに感謝申し上げます。

私としては、前に私が議会の仲間でいたときには議会懇談会を涌高とした機会がありました。あのときに、非常に国際的なコンクールといいますか、例えば英語なんかでは、その場所に行ってみたいとか、あるいは英語を駆使してコミュニケーションを図りたいというのがありました。

そういう中で、私は本来であればインバウンドなんかを中心とした形の中でそこにありますゲストハウス、ああいうところに来ていただく、外国の方、特に英語を話す方に来ていただいて、そして、涌高生が寄れるような、そして、親御さんも安心してそこでコミュニケーションができる、場合によっては災害等々でそこで泊まっていたかというような感じを持っておりますので、そういったようなことは具体的に涌高と校長先生とは少し話させていただきましたけれども、そういったようなイメージを持っております。

そして、幼稚園というイメージは教育長と話したんですけども、小中高の中で一貫した涌谷町としての教育理念を共有できればなということも、先ほど教育長、お話ししませんでした、そういったような考え方も今まで来ておりますので、何かその理念を引き継ぎながら、町として小中高一貫した、高校卒業したときにこういう形になるよというような教育理念が達成されて、それでもって涌谷高等学校がまた県下に誇れるような学校になっていただきたいと、そのように思っておりますので、そういう折はどうぞご指導をお願い申し上げます。（「終わります」の声あり）

○議長（後藤洋一君） ご苦労されました。

以上で一般質問は終わります。

休憩します。再開は2時とします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

採決を起立で問う際、確認を終えるまで時間を置いて着席されるようお願いします。



◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第2、同意第1号 副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 同意第1号の提案の理由を申し上げます。

涌谷町副町長田代浩一氏から、令和3年3月31日をもって副町長を退任したいとの願いが提出され、承認いたしましたことから、令和3年4月1日から副町長として高橋宏明氏を選任いたしたいので、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

同意第1号 副町長の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。

よって、同意第1号 副町長の選任については原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時03分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開いたします。

ここで議会の同意を得られました高橋宏明氏からご挨拶をいただきます。高橋宏明さん、登壇願います。

〔副町長 高橋宏明君登壇〕

○副町長（高橋宏明君） ただいまご同意いただきまして4月1日付で副町長を拝命する高橋宏明でございます。

議員の皆様におかれましては、ご同意いただき深く感謝申し上げます。

今、涌谷町は財政再建、病院事業再建の道半ばにあり、そういう状況の中、副町長の就任につきましては、その重責に身の引き締まる思いでございます。

しかし、そういった状況の中におきましても喫緊の課題でございますワクチン接種を含むコロナ禍への対応、アフターコロナを見据えた日本遺産黄金山産金遺跡を活用した交流人口の増大、誘致企業との共同による産業振興や人口流出の抑止など、涌谷町政を取り巻く課題は山積しております。

こういった課題に対応するために、企業会計含め三百有余名の職員と共に課題解決に向けて努力し、多くの町民の負託を受けました遠藤町政を一步でも前に進めるように努力いたしますので、議員皆様におかれましてはご指導、ご鞭撻につきましてよろしくお願ひ申し上げまして、甚だ粗辞ではございますがご挨拶といたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（後藤洋一君） ありがとうございます。



暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時06分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。



◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第3、同意第2号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 同意第2号の提案の理由を申し上げます。

涌谷町教育委員会教育長佐々木一彦氏から、令和3年3月31日をもって教育長を退任したいとの願いが提出され、承認いたしましたことから、柴 有司氏を教育委員会教育長として任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

同意第2号 教育委員会教育長の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、同意第2号 教育委員会教育長の任命については原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時08分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

ここで議会の同意を得られました柴 有司氏からのご挨拶をいただきます。柴 有司さん、登壇願います。

〔教育長 柴 有司君登壇〕

○教育長（柴 有司君） 柴 有司でございます。微力ではございますが、未来を担う子供たちのために誠実に仕事に向かっていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（後藤洋一君） ありがとうございます。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。



◎同意第3号及び同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第4、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について及び日程第5、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） ただいま一括上程されました同意第3号及び第4号の提案の理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の齋藤正俊氏及び高橋洋雄ヒロオ氏は、令和3年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き委員に選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めますのでございます。

どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

これより同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。



◎同意第5号から同意第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第6、同意第5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任についてから日程第9、同意第8号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） ただいま一括上程されました同意第5号から第8号までの提案の理由を申し上げます。

涌谷町情報公開・個人情報保護審査委員の任期が令和3年3月31日をもって満了になりますが、大友信一氏、笠嶋正男氏、久道好子氏、戸澤準一氏につきましては、引き続き委員に選任いたしたいので、涌谷町情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第2項の規定に基づき議会の同意を求めます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

同意第5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、同意第5号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

これより同意第6号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、同意第6号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

これより同意第7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、同意第7号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

これより同意第8号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、同意第8号 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。



#### ◎諮問第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第10、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 諮問第1号の提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員村上和郎氏は、令和3年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を賜りたく提案するものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり答申とします。



#### ◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第11、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 報告第1号について申し上げます。

本件は、令和3年1月19日、町が管理する駐車場で発生いたしました強風による倒木が起因する物損事故につきまして和解が成立し、損害賠償の額が決定いたしましたので、その報告をいたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案書10ページ、11ページをご覧ください。

報告第1号 専決処分報告について。次のページでございます、11ページになります。

専決処分書。和解及び損害賠償の額の決定について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年2月15日。涌谷町長。

区分につきましては物損事故となります。

相手方といたしましては、町内在住の男性でございます。

事故の概要でございますが、ただいま町長の提案理由にもありましたが、令和3年1月19日、町が管理する駐車場で、これは町民医療福祉センターの駐車場でございます。この駐車場内にあります腐食した樹木が強風によって折れ、相手方所有の車両後部部のワイパーブレードを破損したものでございます。

損害賠償額、和解内容につきましては1万4,410円、その余の請求を放棄するといった内容でございます。

損害賠償額につきましては、町が加入する総合賠償保険のほうから3月1日に支払われたものでございます。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時21分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて再開します。

これで報告は終了いたしました。



#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第12、議案第7号 涌谷町議会議員及び涌谷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第7号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和2年12月12日付けで公職選挙法の一部を改正する法律が施行され、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙運動（公費負担）の対象が拡大されたことなどに伴い、条例の新規制定を行うものでござい

ます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 議案書12ページをお開き願います。

議案第7号 浦谷町議会議員及び浦谷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例でございます。

本案につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、公職選挙法の改正により令和2年12月12日から施行されたことに伴い制定するものでございます。

改正内容につきましては、定例会資料で説明いたしますので7ページをご覧ください。

この資料では条ごとの主な規定内容を記載しております。

第1条につきましては趣旨規定で、本条例の根拠法令及び制定の趣旨について定めたものでございます。

第2条から第5条までは、選挙運動用自動車の使用の公費負担についての規定でございまして、第3条は選挙運動用自動車として公費負担の適用を受けて使用する場合には、その契約を選挙管理委員会に届出するよう定めるものでございます。

以下の第6条の選挙運動用ビラの作成、第9条の選挙用ポスターの作成についても契約をした際には選挙管理委員会のように届けなければならないといったものでございます。

第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い方法について定めるものでございます。

第1号は、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約ということで、ハイヤー、タクシー使用の場合の町が業者へ支払う金額について定めるものでして、1日当たり6万4,500円を上限とするものです。

第2号は、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約以外の契約ということで、ハイヤー以外の契約、レンタル会社からの借り上げや知人等からの借り上げによる契約の場合について、町が相手方に支払う金額について定めるものでして、1日当たりの額については右側の欄に記載されているとおりでございます。この場合の対象となる自動車は、1日につき1台とし、運転手についても1日につき一人となるものでございます。

第5条は、契約の指定ということで、第4条第1号のハイヤー業者との契約と第2号のハイヤー以外の両方の契約がされている場合については、1日につきどちらか一つしか適用されないといった旨の規定でございます。

第6条から第8条につきましては、選挙運動用ビラの作成の公費負担についての規定でございます。

第7条は、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出についての規定です。

第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続についての規定ですが、1枚当たりの単価を7円51銭とするものでございます。

次の第9条から第11条につきましては、選挙運動用ポスター作成の公費負担についての規定でございます。

第10条は、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出の規定となっております。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続についての規定で、公費負担額は1枚当たりの作成単価にポスターの作成枚数を乗じた額となります。ポスターの作成枚数はポスター掲示場の数が上限となるものでございます。ここで言う1枚当たりの作成単価は、ここにも書かれておりますけれども、1枚当たりの印刷費525円6銭にポスター掲示場の数、78を乗じた金額、ここでは4万954円68銭となりますけれども、それに企画費10万3,500円を加え、その金額をポスター掲示場の数で除した金額が1枚当たりの作成単価となり

ます。当町においての1枚当たりの作成単価は1,852円となりまして、それにポスター掲示場の数78を乗じますと14万4,456円となります。これが公費負担の上限額ということになります。

第12条は、委任規定でございます。なお、本条例中、第2条の選挙運動用自動車の使用及び第6条の選挙運動用ビラの作成、第9条の選挙運動用ポスターの公費負担につきましては、作成業者からの請求に基づき町から作成業者に直接支払うこととなります。また、供託金が没収になった場合には、これらの公費負担には対象とならないということでございます。

それでは、議案書17ページにお戻り願います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございまして、2の適用区分といたしまして、この条例の規定は、条例の施行の日以後のその期日を告示される選挙について適用するとしたものでございます。

説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 公職選挙法の改正に基づくものということですがけれども、なぜ今の時期に改正しなければならないのか、その理由をお伺いしたいと思います。現在、コロナ禍で非常に住民等も大変なこともあり、それから涌谷町は非常事態宣言も発令されている中、すぐに選挙はないにしろ、せめて財政再建の発令を解くとか、それからコロナ禍の収束が見えたとか、その時点を見て条例の制定をしてもよかったのではないかと思います、その理由をお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 今回の条例制定につきましては、県内の各市町村が同じような形で制定するものでございますが、多くの市町村につきましては、昨年年内中に12月議会で制定したところが多くございます。当町につきましては、今議員さんおっしゃられましたように、すぐ町長選とか、町議選があるわけではありませんので他の市町村の状況等も見極めながら今回条例制定という形になったものでございます。

○議長（後藤洋一君） 佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） ほかの市町村は別としても、これは涌谷町の条例でございますので、涌谷町の実情に合わせて制定すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 確かに今すぐ涌谷町としては選挙が予定されているわけではありませんが、こういっては何ですけれども、いつどのような状況になるかも分かりませんので、そのときに条例が整備されていないということになりますと、これまでどおりの選挙というふうな形になりかねませんので、今回法改正に伴いまして、遅れることなく改正をしたいということで今回上程させていただいたものでございます。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 私、今、質問したのは、公費負担をすることに対して異議を申し立てているわけで、すぐにあったとしても涌谷町では財政非常事態宣言の解除をしたとか、そういう形の後に制定をしてこういう公

費負担をすとか、そういうことであれば納得いきますけれども、現段階でのこういう制定は住民の感情を逆なでするものじゃないかと思われまますので、その辺はどのような気持ちで、どういう、ほかがしたからとか、そういう思いではなくて、制定する理由、もう少し考えるべきことではなかったのか。財政非常事態宣言は町長の一点突破の公約でございますので、その辺を考えると時期尚早ではないかと思いますが、町長の提案の所見をお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 今質問いただきましたけれども、こういったようなことで大変公費負担が伴うということでありまますけれども、やはりそうであっても上位法令が変わってきた中で、対応としてはやっておくべきことはやっておかなければならないということで、特に町民の皆様の様々な総意を受ける選挙でございますので、そういったようなところは、やはり優先的な課題の一つであると私は捉えておりますので、できるならば今回整えておいてどのような状況に陥っても対応できるように、要するに全国並みに対応できるようにしたいなど思っている次第でございます。

○議長（後藤洋一君） 8番久 勉君。

○8番（久 勉君） これは今まで全国の町長、あるいは全国の町村議員の悲願といひますか、結局市会議員、市長までは公費が出ていたんですよ。何で町村は出ないんだと。全国町村会、町長のことについては全国町村会からの国への訴え、あるいは議員については全国町村議会議長会から請願といひますか、訴えが出ていてやっとな国が公職選挙法を改正したことであります。

それはそれとして、積算していなければいいんですけど、例えば仮に議員が13人のところ、15人出たとか、町長一人のところ、2人出たとか、そのときの費用が幾らになるかというのは、もし試算していたら教えてください。

それと、国のは国費で、県は県費で委託料として町へ入ってくるんですけど、これは町のですから多分国、県のそういう支援は、例えば交付税とかなんとかで見られるとかというのはあるんでしょうか。もしその辺を教えてください。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 今回の制定に伴います試算については、大変申し訳ございませんがやっておりません。

それから、この公費負担につきましては町の一般財源対応になるということございまして、たしかこれまでも選挙に係る分の交付税の算定にはあるかと思ひますけれども、その中での計算になるのかなと思ひております。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。4番佐々木敏雄君、賛成ですか、反対ですか。（「反対です」の声あり）反対討論をお願いします。

○4番（佐々木敏雄君） 議案第7号についての反対の討論をいたします。



現在、涌谷町は財政非常事態宣言が発令され、また新型コロナウイルス感染拡大がまだ収束していない中、住民は非常に苦渋を強いられている状況でもあり、その中において議員や公務員は給料が減らないとか、報酬が減らないとか、そのような批判も出ている中、一般財源を使って選挙の費用に充てるのは時期尚早だと思います。新型コロナウイルスの感染拡大の収束等、非常事態宣言が解除になった後の条例制定をすべきと思いますので、反対いたします。

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第7号 涌谷町議会議員及び涌谷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。よって、議案第7号 涌谷町議会議員及び涌谷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第13、議案第8号 涌谷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第8号の提案の理由を申し上げます。

本案は、現行の条例について昭和47年制定以来、改正がされていないため、町事業者及び町民が一体となり廃棄物の発生を抑制し、再生利用等による廃棄物の減量化及び資源化の推進など現在の社会情勢に対応できるように現行の法律に即した内容に全面的な見直し、整備をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野優子君） それでは、議案第8号 涌谷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正についてご説明いたします。

議案書は18ページ、議会資料は8ページをお開きください。

本条例につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、条例制定以来、改正が行われておりませんでした。このたび、町、事業者及び町民が一体となり廃棄物の発生を抑制し、減量化及び資源化の推進を図りながら廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とした内容に全面的に見直しを行おうとするものでございます。

昨年12月、町民の皆様が集積所に出された資源物を大崎地域広域行政組合から委託された収集運搬業者が収集する前に持ち去れたとの情報が寄せられました。町のごみや資源物の収集や運搬は、大崎地域広域行政事務組合が委託する事業者が行っております。大崎広域では、収集した資源物をリサイクル業者に売却し、その売却代金はごみ処理費用などに充てられています。しかし、委託業者が収集する前に持ち去る行為は、資源化のル

ールを壊し、最終的には町民の費用負担を増やすことにつながります。このような持ち去り行為を防止するために委託業者以外のものが資源物の収集運搬をすることを禁止するものでございます。

そのほかの部分につきましても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、大崎広域管内の市町の条例を参考にし、全部改正を行おうするものでございます。

それでは、資料8ページをご覧ください。

第1条は目的を定めております。

第2条は用語の定義を定めております。

第3条は町の責務、第4条は事業者の責務、第5条は町民の責務をそれぞれ定めております。

第6条は一般廃棄物処理計画の策定について定めております。

第7条は事業者による減量の推進、第8条は事業者による再生利用の推進、第9条は事業者による適正包装の推進、第10条は事業者による資源の有効活用について定めております。

次のページをご覧ください。

第11条は適正な処理が困難な製品等の抑制について定めております。

第12条は町民による減量の推進、第13条は町民による一般廃棄物の適正処理について定めております。

第14条は収集又は運搬の禁止について定めております。

第15条は公共の場所の清潔の保持、第16条は土地の管理について定めております。

第17条、第18条は一般廃棄物及び産業廃棄物の処理に関する報告と立入調査について定めております。

第19条は必要事項の委任について定めております。

議案書23ページをご覧ください。附則になります。この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 大変申し訳なかったんですけど、先の常任委員会で示されていたんですけどちょっとほかのことを論議するのに目が行ってしまって、この条文とか規則をよく話しなかったことは課長には申し訳なかったし、あるいはうちの常任委員会の委員さん方に対しても申し訳なかったと思っています。

お話を伺えば、令和元年に今の職に就かれたと。他の町村との違いとか、結局見てみたら昭和47年につくって1回も改正されないで来てて、しかも、47年に決めたとき、これ以外のことは規則で定めると書いていて規則も定めていない条例だったんですね。だから、おかしいなと気づいて直さなきゃいけないなと気づきましたか。

それと、これを今回規則まで定めて非常に分かりやすくしたんですけど、そのことによって町民の生活へ今までと違ったこんな影響が出るよとか、町民の責務とあるんですけど、今までにない責務が出てくるのか、それが町民にとって例えば不利益になるとか、それはお互いさまなんですけどね、広域も町も一緒になってやっていかなきゃいけないということですからそれぞれの責務は当然なんですけど、ただ、そのときに町民の生活にもものすごく負担、このことによって負担になるようなこと、いや、今までと変わらないよといえば変わらないとい

うことなんですけど、その辺はどうなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野優子君） この条例につきましては令和元年に課長になりましてしばらくは気づきませんでした。今回説明でも申し上げましたが、この12月に寄せられた情報というのが大崎広域からの情報でして、そのときに初めてよく条例を見て規則もないということにも気づきまして、近隣の市町の条例を確認しましたところ、合併を機会に制定していたり、その後、平成の後半のほうに策定されたり、全部改正をしたり、一部改正をしたりしている状況を確認したのが昨年のものでございます。

そのことに関しては、大変申し訳ありませんでした。

あと、この条例を制定することにつきまして町民の方の負担になるということは、特に通常、今までどおり行っていたことに関してその根拠をつくったということになります。持ち去りを禁止するために、例えば広報でお知らせしたりすることを先にしようと思ったんですけれども、その根拠がなかったということで条例の改正をお願いするということになります。

あと、これからこの条例を基にしまして広報のほうでごみの減量化とか、資源化とかというのをお知らせして協力していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。8番久 勉君、賛成ですか、反対ですか。（「賛成」の声あり）賛成討論をお願いします。

○8番（久 勉君） 皆さん課長さんたち、役場で仕事なさっていてこれでいいのかなということ、これは昨年の9月の決算のときの監査委員の監査報告にもあるんですけど、各仕事を行っていて他町村と比べてどうなのか、宮城県の中での涌谷のポジションというのを、自分たちの仕事というのはどの辺にあるのかということ、よくそういったのをつかんで仕事をしてほしいと指摘されています。

今回のことは、昭和47年に制定してそのままになっていたというのは、恥ずかしい話なんですけど、私もそこで課長を経験して情けないことなんですけど、結局ルーチンでやっていること、決まったことをそのままやっていて何も疑問も持たないでやっていたこととかというのを、特に苦情とかなんとかもなければ、それはそれとして、やはり根拠というのはきちんとしなきゃない。調べたらよそではこういうのをつくっているし、その条例とかもきちんとして規則で細かいところまで決めて、現在やっていることは規則で決めているようなことなんですけどね、中身的には今やっていることと変わらないんですけど、それを根拠を明確にしたということと、それから気づいたときにすぐ直すという姿勢というんですかね、そういったのは昨日、町長が言っていました日常の仕事の中にも人材育成というか、研修というか、そういう機会はあるということと相通じるものがあると思うんですけど、やはり自分たちの仕事をきちんと見て、これでいいのかなというクエスチョンマークを頭の中において、そしてほかと比較して涌谷はどうなんだろう、涌谷町の町民にとって不利益になっていないだろうかということを常に見ていれば、より仕事が良いものに転換できていくと思われまますので、ぜひこうい

うことはほかの課長さんたちにも見習ってほしいと思いますし、賛成といたします。

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号 涌谷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第8号 涌谷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第14、議案第9号 涌谷町交通安全指導員条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第9号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和2年4月から施行されました地方公務員法の一部改正により、非常勤特別職の任用が厳格化されたことにより、本条例を廃止しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 議案書24ページになります。

議案第9号 涌谷町交通安全指導員条例を廃止する条例。

涌谷町交通安全指導員条例（昭和42年涌谷町条例）は廃止する。

附則、この条例は令和3年4月1日から施行するものとしてございます。

本案につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、令和2年4月から施行されました地方公務員法の一部改正により、非常勤特別職の任用が厳格化されまして交通安全指導員を非常勤特別職に任用することは適切ではないことの見解が示されておりましたことから、今回本条例を廃止するものでございます。

なお、今後の対応といたしましては、涌谷町交通安全指導隊設置要綱を定めまして有償ボランティアとして、これまで同様の活動をお願いするものでございます。説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号 涌谷町交通安全指導員条例を廃止する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 涌谷町交通安全指導員条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第15、議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第10号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成31年度から行財政改革の一環として減額しております特別職の給与につきまして、令和3年度も引き続き減額いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 議案書25ページをご覧ください。

議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、町長等の給与につきましては、条例の附則におきまして現町長が就任いたしました令和元年度から令和3年3月31日までの間、減額する措置を取っておりましたが、その減額期間を令和4年3月31日まで1年間延長するものでございます。

減額につきましては、町長がこれまでの30%から20%に、副町長が10%、教育長、センター長につきましては10%から5ページの減額にしようとするものでございます。

附則につきましてはこの条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開は3時10分といたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。



#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第16、議案第11号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第11号の提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症が経済的に甚大な影響をもたらしている状況を踏まえ、国民健康保険被保険者の負担軽減を図るため、令和2年度に引き続き国民健康保険税の被保険者均等割額の特例を定める条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 税務課長。

○税務課長（高橋由香子君） それでは、涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は26ページ、新旧対照表は2ページになります。

先ほど町長の提案理由にありましたように、新型コロナウイルス感染症が経済的に甚大な影響を及ぼしていることを踏まえ、町独自の支援策といたしまして、令和2年度に引き続きまして令和3年度分の国民健康保険税医療分の被保険者均等割額を1万7,000円から7,000円を軽減し、1万円とするものです。

なお、この均等割額の軽減の実施により、第23条第1号アから第3号アまでの7割軽減、5割軽減、2割軽減の各均等割額についてもそれぞれ引き下げるものです。

新旧対照表2ページをお開きください。

附則第18項、第4条に係る令和3年度分の国民健康保険税の被保険者均等割額は、被保険者一人について1万7,000円を1万円とする。

第23条第1号ア、7割軽減とする額は1万1,900円を7,000円とし、軽減後の実負担額は3,000円になります。

第23条第2号ア、5割軽減とする額は8,500円を5,000円とし、軽減後の実負担額は5,000円になります。

第23条第3号ア、2割軽減とする額は3,400円を2,000円とし、軽減後の実負担額は8,000円になります。

最後に議案書26ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

---

◇

#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第17、議案第12号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第12号の提案の理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野優子君） 議案第12号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

議案書は27ページ、新旧対照表は3ページをお開きください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、涌谷町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

法改正により通知カードの新規発行手続が廃止され、通知カードをお持ちの方については通知カードの再発行

や氏名、住所などに変更が生じた際の記載事項の変更が行われないこととなります。

出生などで新しくマイナンバーが付番される方には通知カードに換わりまして個人番号通知書が郵送されます。

新旧対照表をご覧ください。

第2条第28号の通知カードの再交付手数料1枚につき500円を削除するものでございます。

議案書27ページにお戻り願います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第18、議案第13号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第13号の提案の理由を申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が、令和3年2月3日に公布され、令和3年2月13日に施行されましたことに伴い、条例で引用している法律を整備する必要があることから所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） 議案第13号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。



議案書28ページとなります。

今回の改正は、ただいま町長がご説明したとおり、新型インフルエンザ対策特別措置法の一部を改正する法律が公布、施行されたことに伴い、傷病手当金に係る条例で引用している法律を整理する必要があるため、今回改正を行うものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表で説明をいたします。新旧対照表4ページをお開き願います。

第4章保険給付の第6条の6第1項のところで、支給要件を定めるものとしているところの一部条文を変更するものでございます。

5行目、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を、改正後は、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改めるものでございます。

議案書28ページにお戻り願います。

附則としてこの条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第19、議案第14号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第14号の提案の理由を申し上げます。

本案は、介護保険法第117条の規定に基づき策定する第8期介護保険事業計画の計画期間である令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の保険料を定めようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 健康課長から順次説明願います。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） それでは、議案第14号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして説明をいたします。

それでは、条文説明の前に保険料の算出につきまして内容を説明いたしたいと思います。

介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行っておりますが、今回令和3年度から令和5年度の3か年度を期間とする第8期の計画を策定したところでございます。

介護保険料につきましては、計画での各種サービス料や給付費の見込みに基づきまして3年の期間の保険料として設定されるものでございます。

それでは、定例会資料2の10ページをお開き願います。

介護保険料といたしまして第1号被保険者65歳以上の皆様の保険料基準額を算定した資料でございます。

左側の給付費の項目を書いておりますが、まずア、介護保険サービス給付費についてです。これは介護保険で提供いたします居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの給付費額でございます。各年度数値を見てお分かりと思いますが、高齢者数が年々、増加傾向にありますことから、要支援、要介護の認定者数も比例して増加し、給付費も年々増加の見込みとなります。その結果、3年間の給付費合計として、一番右側になりますが、48億7,742万2,000円と見込んでおります。

次のイ、介護予防サービス給付費につきましては、横ばいの見込みとしておりますが、これは介護予防サービスの利用率についてもほぼ横ばいの見込みと推計されることによるもので、3年間で1億498万4,000円と見込みました。

次のウの特定入所者介護サービス費につきましては、施設入所者のうち、非課税世帯の方の食費、居住費の負担軽減を図るための給付でございます。これが3年間で2億1,556万6,000円と見込んだところでございます。

次のエ、高額介護サービス費につきましては、3年間で1億494万1,000円、次のオ、高額医療合算介護サービス費を784万2,000円、カ、審査支払手数料を398万2,000円、合わせまして3年間の①標準給付費を53億1,473万7,000円と見込むものでございます。

次は、地域支援事業費でございます。キ、介護予防・日常生活支援総合事業費とク、包括的支援事業・任意事業とを合わせまして②地域支援事業費として3年間で2億7,701万6,000円と見込んでおります。①と②を合わせまして③の介護保険事業費を3年間で55億9,175万2,000円と見込みました。

次の④は第1号被保険者負担分相当額でございます。7期と同様で1号被保険者の保険料負担割合については23%となりますので、③の介護保険事業費の23%、12億8,610万3,000円が今回の保険料負担分相当額と算定されるものでございます。

次の⑤調整交付金相当額でございますが、市町村ごとの高齢者の年齢構成割合と1号被保険者の所得格差を調整するための調整交付金といたしまして、給付費等見込額の5%、2億7,313万6,000円を算定しております。

⑦調整交付金見込額の算出でございますが、涌谷町は全国平均と比べて高齢者が多く、さらに所得が低いということで全国平均の5%を上回る率の調整交付金が見込まれます。算定につきましては町内の後期高齢者加入割合補正と町内被保険者の所得段階別加入割合ケースをもちまして、⑥調整交付金見込率を求めておりますが、

年度ごとに6.29%、5.85%、5.45%と計算されましたので、これを給付費等の見込額に乘じまして⑦調整交付金見込額を求めております。これが3年間で3億2,009万9,000円と算定されました。この⑦調整交付金見込額から⑤調整交付金相当額を差し引いた額が涌谷町が全国平均より多く交付を見込める金額となります。

⑨保険料収納必要額の算出といたしましては、④第1号被保険者負担分相当額に⑤と⑦を足し引きし、さらに今回は保険料の増加を押さえるため、基金の取崩しを4,230万円行うことといたしております。

それぞれ計算を行いまして保険料収納必要額⑨は11億9,684万円と算定されました。これが3年間で65歳以上の皆様に収めていただく介護保険料として必要な額となるものでございます。この額を予定収納率98.5%と⑩補正被保険者数1万6,876人で割りまして、⑫第8期介護保険料基準額の年額が7万2,000円と算出されました。これを12か月で割りまして⑬の第8期保険料基準月額を6,000円と算定するものでございます。

次の11ページをお開き願います。

11ページにつきましては、第7期と第8期の比較としておりまして、段階ごとの保険料につきまして年額、月額を表にしたものでございます。表の左から区分といたしまして段階ごとに所得要件を載せております。第7期と第8期の変更としては、第7段階から第9段階の所得金額の変更がございまして、第7段階の合計所得金額、第7期においては120万円以上200万円未満から第8期については120万円以上210万円未満、第8段階につきましての合計所得金額、第7期は200万円以上300万円未満から第8期につきましては210万円以上320万円未満に、第9段階の合計所得金額が第7期は300万円以上から第8期320万円以上となっておるところでございます。第5段階が基準額でございます。この基準額は前のページでお示しいたしたとおり、6,000円といたしたもので、前回第7期と同額としているものでございます。

その他の段階につきましては、第1段階の算定割合0.5、第2、第3段階の算定割合0.75も載せているところですが、第1段階から第3段階までの軽減措置につきましては、第7期で行った同様、第8期も継続が予定されておりますので、実質として第1段階が0.3、第2段階が0.5、第3段階が0.7となるものでございます。第4段階は0.9、6段階が1.2という計算方法で9段階まで算定されております。条例では各年度の保険料率を規定しておりますので、年額の欄で改正額が確認いただけると思います。

ページの下にもう一つ表を載せておりますが、こちらは、制度として予定されております軽減措置でございます。

左の欄、第1段階の0.45につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、30年4月から適用された予定の低所得の方に対する措置、真ん中が令和元年10月から年度末まで消費税増税後の軽減額、一番右側が消費税増税後の軽減額となっているところでございます。

今回は令和3年から令和5年度までの保険料率を令和2年度と同額とする改正と、第1段階から第3段階の区分に当たる低所得者への軽減措置について令和3年度から令和5年度まで令和2年度と同様の改正をお願いするものでございます。

保険料の算出についての説明は以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 税務課長。

○税務課長（高橋由香子君） それでは、私からは条文について説明いたします。

議案書は29ページ、新旧対照表は5ページになります。

初めに、新旧対照表でご説明いたします。

先ほど健康課長から説明がありましたように、令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の保険料については、同額に据置きになり改正はありませんが、計画年度の改正をいたします。

第3条第1項ですが、計画期間を令和3年度から令和5年度までとし、保険料率の各所得階層ごとの改定は今回は同額ですので改正はありません。

第2項から第4項につきましては、低所得者の軽減強化を実施した保険料率になりますが、そちらについても保険料の改正はありませんが、減額賦課の期間を令和3年度から令和5年度までの各年度と改正するものです。

最後に、議案書29ページををお開き願います。

附則といたしまして、施行期日は令和3年4月1日からとし、経過措置とし、改正後の涌谷町介護保険条例の規定は令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については従前の例によるとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第20、議案第15号 町道の路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第15号の提案の理由を申し上げます。

本案は、現在実施されている鹿飼沼地区県営圃場整備事業の区域内に位置する町道について、道路法第10条に規定に基づき2路線を廃止するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長兼建設班長事務取扱（小野伸二君） 議案書は30ページ、会議資料は12ページをお開き願います。

議案第15号 町道の路線廃止についてご説明申し上げます。ただいま町長より提案理由のご説明を申し上げますが、道路法第10条第3項の規定により議決を求めるものです。

会議資料12ページをご覧ください。

廃止する路線は、路線番号378、泥目木線、路線番号382、中道線の2路線でございます。

小里地内の旧小里小学校の346号線から小里長根地内に向かう2路線となります。本路線地内におきまして鹿飼沼地区県営圃場整備事業によりまして道路の位置等が変更となりますことから廃止とするものです。事業完了後は関係機関と協議し、路線認定等を行う予定です。

なお、起点、終点、延長、幅員は議案書のとおりでございますのでご確認願います。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号 町道の路線の廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 町道の路線の廃止については原案のとおり可決されました。



#### ◎散会について

○議長（後藤洋一君） お諮りいたします。

本日はこれをもって散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。



#### ◎散会の宣言

○議長（後藤洋一君） 本日はこれで散会いたします。ご苦勞さまでした。

散会 午後 3時39分